

令和元年

国見町議会会議録

第4回定例会

令和元年12月3日開会

令和元年12月6日閉会

国見町議会

令和元年第4回（12月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（12月3日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
表彰状伝達	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
伊達地方消防組合議会（小林聖治君）	6
伊達地方衛生処理組合議会（浅野富男君）	7
公立藤田病院組合議会（松浦常雄君）	9
議案の上程（承認第1号～議案第65号）	10
町長提案理由の説明	10
散会の宣告	17

第2号（12月4日）

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
遅参及び早退議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	20
本会議に出席した事務局職員	20
開議の宣告	21

一般質問	21
8番 松浦常雄君	21
①台風19号による被害状況と今後の対策について	
6番 佐藤定男君	31
①令和2年度の予算編成方針について	
②三常院阿弥陀堂の法面補修について	
③光明寺地区・町道4078号線の拡幅について	
3番 松浦和子君	41
①運転免許証自主返納後の交通手段の確保について	
5番 村上 一君	45
①県北浄化センター等の復旧対策について	
7番 渡辺勝弘君	50
①河川氾濫による住宅被災者に対する支援と対応について	
10番 浅野富男君	58
①自然災害での対応について	
2番 佐藤 孝君	64
①地域創生・交流事業などについて	
②国見町これからの自治体サービスと組織等検討委員会について	
散会の宣告	78

第3号（12月6日）

議事日程	79
出席議員	80
欠席議員	80
遅参及び早退議員	80
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	80
本会議に出席した事務局職員	80
開議の宣告	81
承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて	81
承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて	81
議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例	85
議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	85
議案第63号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第4号）	86

議案第 6 4 号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	92
議案第 6 5 号 令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第 1 号）	93
追加日程の議決	94
議員の派遣について	94
常任委員会の所管事務調査について	94
町長挨拶	94
閉議及び閉会の宣告	95

国見町告示第12号

令和元年第4回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月18日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 令和元年12月3日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

- ・ 応招議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

- ・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和元年第4回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年12月3日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 7 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第63号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第64号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第65号 令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	穴戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

まず冒頭に、このたびの台風19号の被害で亡くなられた方々のご冥福と、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇表彰状伝達

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、表彰関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 去る11月13日に開催されました全国町村議会議長会創立70周年記念式典において、同議長会記念表彰要綱に基づき、30年以上の長きにわたり町村議会議員として在職しております八島博正議員が永年功労者表彰を受賞されました。

つきましては、これより表彰の伝達を行います。

八島博正議員、前にお進みください。

（表彰状伝達）

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番佐藤定男君、7番渡辺勝弘君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から12月6日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月6日までの4日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇
◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和元年第3回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり承認2件、議案5件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情はありませんでした。

一般質問の通告は7議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

定期監査及び例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、伊達地方消防組合議会について、1番小林聖治君。

1番（小林聖治君） 伊達地方消防組合議会についてご報告いたします。

去る10月24日、渡辺勝弘議員とともに伊達地方消防組合議会に出席してまいりました。

午前9時より伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、午前10時15分より令和元年第3回伊達地方消防組合議会定例会が開かれ、まず管理者から提案理由の説明があった後、さきの議会選挙がありました国見町、桑折町議会議員の自己紹介を行いました。そして、直ちに議案審議に入りました。

提出された議案は、報告1件、議案3件であります。

報告第2号、専決処分の報告であります。

内容は、損害賠償額の決定と和解の2件であります。

議案第6号は、伊達地方消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでありまして、地方公共団体の手数料等の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防組合の手数料徴収条例について所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、平成30年度伊達地方消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は17億356万3910円であり、歳出総額は16億7734万6290円で、差し引き額は2621万7620円でありました。

内容は、消防訓練塔外壁塗装等の改修工事、消防はしご車のオーバーホールを安全基準に基づいて実施した事業などであります。

議案第8号は、令和元年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第1号）について

でありまして、歳入歳出それぞれ1860万円を増額し、17億3460万円とした
ということでありました。

内容は、水槽つき消防ポンプ自動車の電磁クラッチ及び無線基地局非常用発電設備
が修繕を要するため、修繕費の増額などであります。

これら報告1件、議案3件は、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、お手許に議案書の写しを配付しておりますので、ごらんいただきたいと思
います。

以上で、令和元年第3回伊達地方消防組合議会定例会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会について、10番浅野富男君。

10番（浅野富男君） 令和元年第3回伊達地方衛生処理組合議会定例会は、去る10月
24日午後2時より組合会議室において開催され、八島議員とともに出席をしました。

議会は、はじめに、前定例会以降において、国見町、福島市、桑折町での任期満了
による議会議員選挙が行われました。このことにより、はじめに議席の指定、そして
会議録署名議員の指名、会期の決定、それから議長が空白となっていたことから議長
選挙が行われ、副議長による指名推選の結果、本町選出の八島博正議員が再度当選い
たしました。任期については、残任期間であります来年の5月までとなっております。

この後、議事に入りまして、提出された案件は7件となっております。

まず、報告第2号、専決処分の報告については、自動車事故損害賠償の額の決定に
ついてであります。額については6万4454円となっております。

次に、議案第12号、平成30年度伊達地方衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認
定についてであります。

歳入については5724万9829円、歳出については5688万2727円、差
し引き額36万7102円で、全額翌年度への繰り越しとなっております。

本年度の収入済額のうち、分担金の増額は、職員人件費に係る定期昇給や給与条例
改定及び共済費、退職手当負担金の負担率の変更など、経常経費が増額となったため
であります。諸収入の減額は、雑入において公文書交付手数料等が減額になっており
ます。

歳出では、議会費の増額は、議会臨時会に係る費用弁償や会議録作成委託経費の増
加であり、総務費の増額は、職員人件費に係る上昇分と公用車リースによる賃借料の
増加及び財政調整基金の積み立てによるものであります。

次に、議案第13号、平成30年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計歳
入歳出決算認定についてであります。

歳入については3億7350万6775円、歳出3億7232万6887円、差
し引き額117万9888円で、全額を翌年度に繰り越しとしております。

本年度の収入済額のうち、分賦金の減額は、修繕費、委託料における施設の維持補
修費が減額となったためであります。繰入金の増額は、し尿処理施設整備基金より処
理棟システム更新工事施工費用等の財源として2259万2000円を取り崩したた
めであります。

歳出での衛生費の増額は、職員人件費に係る定期昇給や給与条例及び共済費、退職手当負担金等の負担率の変更によるものであり、電気料単価上昇分等、それから処理棟システム更新工事費用分などがそれぞれ増額となっております。基金費の減額は、前年度の繰越金によるし尿処理施設整備基金積立金の減額及び地方交付税充当額の算定率変更による減債基金の減額となっております。

次に、議案第14号、平成30年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入については42億1338万5009円、歳出については42億435万9175円、差し引き額が902万5834円で、これも全額翌年度への繰り越しとなっております。

本年度の収入済額のうち主なものについては、県支出金の減額は、除染対策事業の仮設焼却炉運営において、国土交通省及び環境省から処理委託された除染廃棄物等の処理委託料収入について、除染対策交付金との財源調整を図ったことにより減額となったためであります。それから、財産収入の減額は、金属売り払いによる各プレス製品の売り払い単価が下落したことにより売り払い収入の減額となっております。諸収入の増額は、除染対策事業の仮設焼却炉運営において、国土交通省及び環境省から処理委託された除染廃棄物等の処理料や東京電力からの賠償金の収入により増額となったためであります。

歳出においては、衛生費の増額については、職員人件費に係る定期昇給や給与条例改正及び共済費、退職手当負担金の負担率の変更やごみ処理施設運転業務委託費用などの経常経費が増加したものによります。災害復旧費の増額は、埋立地仮置き場遮水シート工事を施行したことによるものであります。基金費の減額は、前年度において指定廃棄物保管受託業務等の財源一時立てかえ分をごみ処理施設整備基金に積み立てしていたことなどによるものであります。

次に、議案第15号、令和元年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に16万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5728万7000円とするものであります。

歳入の補正は、平成30年度決算確定により繰越金16万7000円を増額とするものです。

歳出の補正は、繰越金の増額補正分を将来の経常経費等財源として積み立てるために、2款総務費のうち、財政調整基金16万7000円を増額とするものであります。

議案第16号、令和元年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に50万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6607万8000円とするものであります。

歳入の補正は、分賦金のうち、公債費分地方交付税等充当額確定により17万6000円を減額、平成30年度決算確定により繰越金67万9000円が増額となるため、合計で50万3000円を増額するものであります。

歳出の補正は、繰越金の増額補正分を将来の施設整備等財源として積み立てるために、2款基金費のうち、し尿処理施設整備基金50万3000円の増額とするものがあります。

それから、議案第17号、令和元年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に602万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億2032万5000円とするものであります。

歳入の補正は、平成30年度決算確定により繰越金602万5000円を増額するもので、歳出の補正は、繰越金の増額補正分を将来の施設整備財源等に積み立てるため、2款基金費のうち、ごみ処理施設整備基金602万5000円を増額とするものであります。

以上であります。これらの案件は全て原案どおり認定、可決されております。

以上で、報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、公立藤田病院組合議会について、8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 令和元年第3回公立藤田病院組合議会定例会は、去る10月25日午後4時から公立藤田総合病院2階大会議室において開催されました。国見町からは東海林議長をはじめ6名の議員が出席しましたので、私から報告いたします。

本会議に先立ち、3時から全員協議会が開催され、管理者の挨拶、病院長の挨拶及び議案についての説明がありました。

本会議は午後4時から開催されました。

議案の審議に先立ち、桑折町議会選挙に伴い空席となっていた副議長の選挙が行われました。副議長選挙は、議長指名推選が提案され、全会一致で羽根田八千代氏が副議長に選出されました。

提出された議案は2件であります。

議案第4号、公立藤田総合病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、会計年度任用職員の給与及び勤務時間に関する必要な事項を定めるための条例であり、この議案は全会一致で可決されました。

議案第5号、平成30年度公立藤田病院組合病院事業会計決算認定についてであります。

平成30年度は、4月に診療報酬改定が実施されました。本体部分は0.55%のプラスでしたが、薬剤材料費が1.74%のマイナスとなり、実質1.19%という厳しい改定でありました。

そのような医療環境の中、収益的収支について、総収益が61億4775万1000円、総費用が61億4465万2000円となり、309万9000円の純利益となりました。

また、資本的収支ですが、収入が2億800万7000円、支出が5億7029万5000円で、収支差し引き不足額3億6228万8000円を過年度分損益勘定留保資金で補填したものであります。

この議案は全会一致で可決、認定されました。

詳しくはお手許に配付されております議案書をごらんいただきたいと思います。

以上で、私の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（承認第1号～議案第65号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第4、承認第1号から日程第10、議案第65号までの承認2件、議案5件を一括上程いたします。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに令和元年第4回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご壮健にてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

まず冒頭で、台風19号で被災された方々へ心からご冥福とお見舞いを申し上げますとともに、町では一日でも早い復旧に向けて現在全力で取り組んでおりますことをまずは申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案につきましてご説明を申し上げます。

本定例会には、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算をはじめ、当面する緊急かつ重要な案件をご提案申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、令和元年9月第3回議会定例会以降の町政執行等の主なるものについて申し上げます。

はじめに、台風19号とその後の大雨の被害とその対応について申し上げます。

強い勢力で福島県に接近しました台風19号に対応するために、10月11日には庁内に対策本部を設置し、福島地方気象台や国・県の関係機関との情報連絡体制を構築しまして、厳戒体制で台風接近に備えたところでございます。

また、土砂災害、河川の氾濫などに備えまして、町内6カ所に避難所を設置しまして、早期避難を呼びかけ、さらに、気象状況悪化などに伴いまして、逐次、避難勧告、避難指示などの避難情報を発令させていただいたところでございます。

幸い人的被害はなかったものの、滝川などの破堤によります県北浄化センター機能の停止をはじめ、住宅、農地などへの浸水や土砂の流入・堆積、町道、農道、林道の洗掘・崩壊など、平成10年豪雨以来、最も大きな被害になったところでございます。

現時点で把握しておる被害の状況でございますが、住宅被害といたしましては、床上浸水が14戸、床下浸水が2戸、公共土木関連の被害といたしましては、町道の舗装版流失、のり面洗掘、土砂堆積など18カ所でございます。

農地への冠水被害は、水田が17ヘクタール、樹園地が50ヘクタール、普通畑が12ヘクタール、また土砂の流入・堆積被害は、水田が8ヘクタール、樹園地と普通畑が19ヘクタールでございます。

加えまして、暴風による果樹の落下被害が8ヘクタールとなっております、農作物の被害額は、現時点で、これはおおよそでございますが、1億5200万円と見込んでおるところでございます。

さらに、農林土木関連の被害におきましては、林道のり面崩落が3路線、用排水路損壊が6カ所、それから農地のり面の流出・欠損が12カ所などでございまして、また大規模なものは災害復旧事業として取り組むこととし、今後、工事費の精査をしていくということといたしておるところでございます。

次に、町の対応について申し上げます。

まずは、国・県等との被害状況の共有と破堤した堤体の早期復旧・整備、県北浄化センター機能の早期復旧、農業経営再建に向けた支援、それから農作物の風評対策や復旧事業の財源確保のために、10月14日の県副知事との協議をはじめとしまして、県知事、関係大臣・副大臣、関係省庁、関係機関へ町単独あるいは関係自治体の長と合同で赴くなど、数次にわたり要望させていただいたところでございます。

その結果、滝川の復旧工事につきましては、国による代執行ということで速やかに進められまして、11月7日に完了いたしましたところでございます。

また、県からは、滑川の改修につきましても、滝川と一体的に整備するとの回答をいただいております。

被災者の生活再建につきましては、11月16日と17日に生活支援相談会を開催し、被災家屋の応急修繕や解体などについて個別の相談を受け付けをいたしましたところでございます。

また、機能停止となっております県北浄化センターの対応についてでございますけれども、基本的には県主体で行うべきものでございますけれども、10月29日の環境を守る会役員会への説明会、11月5日の地域住民と土地所有者への説明会に私も同席しまして、関係の皆様とともに県に対して意見の具申をさせていただいたところでございます。

なお、11月15日には、町民の皆様へ県北浄化センターの状況を回覧でお知らせをさせていただいております。

次に、罹災証明書について申し上げます。

災害対策基本法に基づきまして、10月15日から申請受け付けを開始しまして、翌16日から実施しました住家の損害認定調査の結果に基づきまして、10月30日から罹災証明書の交付を行っているところでございます。

次に、台風19号被害に関連しました専決処分について申し上げます。

農業復旧や災害廃棄物処理などの事業費に充てるために、2億6323万4000円を追加する一般会計補正予算と、被災された方々の町税の減免に関する条例につきまして、11月7日に専決処分をいたしましたところでございます。

それぞれ急施を要したため、地方自治法に基づき行ったところをごさいます。今後も、全ての町民の皆様に寄り添った思いやりのある町政運営に努めてまいりてごさいます。

2つ目は、「東日本大震災からの早急な復興・再生」についてごさいます。

まず、除染対策について申し上げます。

小坂方部1号、藤田方部3号、森江野方部1号、そして大木戸方部2号に保管されております除去土壌等につきましては、環境省による中間貯蔵施設への輸送が完了いたしたところごさいます。これによりまして、昨年度に輸送が完了いたしました藤田方部1号と大枝方部1号を合わせまして、町内11カ所中、6カ所からの輸送が完了いたしたところごさいます。残る5カ所の仮置き場につきましても、次年度の輸送完了に向けまして、現在、環境省と協議をいたしておるところごさいます。

なお、輸送が完了した仮置き場の原状回復工事等につきましても、順次着手をてまいりたいとてごさいます。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

10月の岐阜県池田町みの池田ふるさと祭におきまして、青年農業者、ミスピーチ、そして国見ジュニア応援団とともに、国見のモモ、ブドウ、リンゴのPRを行ってきたところごさいます。今回は、公募による事業協力者も同行しまして、今後の友好交流事業等についての意見交換も実施をいたしたところごさいます。

また、特別栽培米としてブランド化を目指しております、くにみ米につきましても、各種イベントにおいて試食販売を開催するなど、一層のPRに努めておるところごさいます。

次に、風評対策事業として実施をいたしました、くにみ周遊ツアーについて申し上げます。

この事業は、宮城仙台圏の方を対象に、町内の史跡めぐりやあんぽ柿加工体験を行いまして、延べ40人の方々に国見の秋を満喫していただいたところごさいます。

次に、あんぽ柿の産地再生に向けた取り組みについて申し上げます。

出荷再開7年目を迎える令和元年産のあんぽ柿の加工・出荷につきましても、目標数量を震災前の約94%、1,450トンとしまして、11月20日からは、国見検査場におきまして全量非破壊検査を実施しますとともに、出荷を開始させていただきます。

次に、米の全量全袋検査について申し上げます。

令和元年産米につきましても、11月25日現在、6万8000袋を超える検査を実施しまして、国の基準を超える検体は検出されていないところごさいます。

今後は、出荷の最盛期を迎えるあんぽ柿を中心に、引き続き、風評対策、PR事業に取り組んでまいりたいとてごさいます。

2つ目は、「安全安心なまちづくり」についてごさいます。

まず、国見町防災訓練について申し上げます。

今年度は9月8日に、小坂地区、藤田・山崎地区、石母田地区、森江野地区、大木

戸地区、そして大枝地区で実施をしまして、訓練への参加人数につきましては、一時避難場所には3,009名、各地区の全体訓練には829名となったところでございます。

今後は、アンケートの集計をもとに訓練内容などを総括しまして、実効性のある防災訓練の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、11月23日に開催いたしました国見町・桑折町交通安全町民大会について申し上げます。

この大会では、交通安全に貢献された方々の表彰を行ったところでございます。町といたしましても、交通事故の撲滅を目指し、より一層、交通事故の防止運動に取り組んでまいりたいと考えてございます。

3つ目は、「活力あるまちづくり」についてでございます。

まず、9月23日に開催いたしました第24回義経まつりについて申し上げます。

義経公役につきましては若手俳優の奥野壮さんを起用いたしますとともに、昨年引き続き、観月台文化センター、藤田商店街、道の駅国見あつかしの郷の3会場と連携しまして、回遊性を高めたことから、県内外から数多くの皆様方にご来場いただき、盛大に実施することができたところでございます。

次に、「明日へ。ビッグツリー・イルミネーション」について申し上げます。

11月23日に道の駅国見あつかしの郷で行われました点灯式では、ジャズバンドや女性歌手のライブ演奏に続きまして、イルミネーションの点灯を行ったところでございます。今月の22日に点灯いたします、あつかし山ビッグツリーとあわせまして、1月5日まで町内を明るくともす予定となっております。

4つ目は、「思いやりのあるまちづくり」についてでございます。

まず、9月14日に開催しました敬老会について申し上げます。

今年も地域の方々にご協力をいただき、観月台文化センターを含め、町内3会場におきまして400名を超える皆様においでをいただき開催することができました。

次に、子育て支援事業について申し上げます。

10月に妊婦期からの子育てを支援する国見町子育て世代包括支援センター「ももさぼ」を立ち上げ、ママやパパに寄り添う支援を開始いたしましたところでございます。また、屋内遊び場くにみもたん広場におきましては、12月1日に来場者20万人を達成し、また道の駅の子育て支援センターこども木育広場つながる～むとの3カ所を基点に、子育て支援事業を展開してまいりたいと考えてございます。

次に、介護保険事業について申し上げます。

介護保険を有効に利用していただきながら、人生100年時代を生きるための自立支援型地域ケア会議を開催するとともに、大分県臼杵市から講師を招きまして研修会を開催いたしましたところでございます。

次に、食育事業について申し上げます。

親子を対象としまして開催いたしました食の映画祭におきましては、町産の食材によりますクレープや白玉づくり体験、それから豆腐ご飯、豚汁の試食のほか、みそづ

くりに取り組むドキュメンタリー映画「いただきます」を上映しまして、ご好評をいただいたところでございます。

次に、健康づくり事業について申し上げます。

11月28日に開催しました健康づくりセミナーにおきましては、2部制で、福島県薬剤師会と公立藤田総合病院の認知症初期集中支援チームの協力をいただいで実施いたしましたところでございます。

最後に、「国見町の継続的な維持発展」について申し上げます。

まず、歴史を活かしたまちづくりについてでございますが、9月16日に郡山女子大学との共催で、JA小坂支店の石蔵をメイン会場に、国見石を活用した事業「石工（ロック）フェス in 石蔵2019」を開催しますとともに、あつかし歴史館におきましては、大木戸歴史むらづくりの会との共催で、あつかしまつりを実施したところでございます。

次に、町が申請しておりました阿津賀志山防塁の追加指定について申し上げます。

11月15日に国の文化審議会の答申がなされまして、年明けには下二重堀地区の751平方メートルにつきまして追加指定が決定される見込みでございます。

なお、周辺の整備につきましては、令和2年度に着工したいと考えてございます。

次に、福島大学との域学連携事業、集落活性化事業について申し上げます。

内谷地区におきまして、地元産の渋柿づくりに取り組みますとともに、10月20日には桐目木花の里において天空カフェうっ茶屋を開催しまして、町内外から来場した方々に地元の料理を提供したほか、木工細工や縄ない、それから渋柿染めなどを体験いただいたところでございます。

なお、12月8日には地区の伝統工芸でございますしめ縄づくりを行うことといたしてございます。

次に、交流連携事業について申し上げます。

JAXA（宇宙航空研究開発機構）、それから株式会社ワンテーブル、株式会社陽と人、そして国見町とが、防災システムの開発や防災教育の充実、さらには国見町のモモなどの果汁を使った長期保存食の開発などを共同で行っていくために、確認書を取り交わさせていただいたところでございます。

次に、中学生から大学生、そして一部の社会人をも対象としました国見ホイスコーレ事業について申し上げます。

国見カスタムラボにつきましては、9月27日に石母田の古民家で自主合宿を行ったところでございます。

プロジェクト学習につきましては、KDDIと連携しましてVRの制作体験、ペットボトルロケットの体験などを行いまして、短期プログラムにつきましては、11月2日から4日の2泊3日、石母田の古民家を会場としまして、町歩き、農業体験、学びのダイアログなどを行ったところでございます。

次に、納税意識の向上を図る事業について申し上げます。

税を考える週間に合わせまして、街頭啓発を実施しますとともに、小中学生「税に

関する作品コンクール」表彰式を実施させていただいたところでございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

10月末日現在でございますが、町から本人に交付したマイナンバーカードにつきましては、1,149枚、そして10月末日時点の人口に対する交付枚数率につきましては12.76%となっておりますところでございます。

次に、商店街活性化対策について申し上げます。

厳しさを増す経営環境の個人事業者と商店街の活性化を目的としまして、11月19日に商工会役員との懇談会を開催いたしましたところでございます。

今後も定期的に懇談会を開催し、町と商工会が連携しまして商店街の活性化に向けた取り組みを継続してまいりたいと、このように考えてございます。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所について申し上げます。

今年度の研修事業につきましては、長期研修、短期研修、それから体験研修とも、研修計画に基づき、順調に推移をしておるところでございます。

次年度に向けた長期研修生の確保につきましては、10月27日に研修相談会を開催するなど、鋭意PRに努めておるところでございます。

園芸作物の多品目栽培につきましては、冬野菜の栽培のほか、ミニトマトの生育が順調でございまして、道の駅国見あつかしの郷などに出荷をさせていただいております。

また、11月20日には、連携協力協定を締結しました福島大学食農学類の教授等10名が訓練所を訪れまして、町の農林業の振興や食農学類と訓練所との連携につきまして前向きな意見交換をさせていただいたところでございます。

次に、国見町子ども議会について申し上げます。

10月28日に子ども議会を開催しまして、6年生から選出されました議長と議員の7名が質問や提言を行ったところでございます。

子どもたちの柔軟な発想によるまちづくりに対する提言につきましては、今後の町政にぜひ生かしてまいりたいと考えてございます。

次に、町政伸展に寄与された方々を表彰します国見町表彰式について申し上げます。

今年度は、11月22日に観月台文化センターにおきまして、特別功労表彰など、8個人、3団体の表彰を行ったところでございます。

次に、幼小中一貫教育推進事業「くにみっ子まつり」について申し上げます。

この事業は、国見の教育ビジョンの理念に基づきまして、11月1日に、くにみ幼稚園の年長児、それから国見小学校の児童、県北中学校の生徒が、中学生の指導のもとに全員でダンスを踊り、交流を深めたところでございます。

また、11月18日には、「家読（うちどく）をみんなで考えよう」をテーマに、国見学園教育フォーラム2019を開催しまして、県北教育事務所、町議会議員、民生児童委員、保護者、教職員などの皆様が、読書活動を通じた国見の教育についてグループ討議等々を行ったところでございます。

次に、生涯学習、青少年健全育成について申し上げます。

まず、手話サークル「くりおね会」が福島県では初めてとなります障害者の生涯学習支援活動団体として文部科学大臣表彰を、内谷春日神社太々神楽保存会が青少年健全育成に関する知事表彰を、国見町ミニバスケットボールスポーツ少年団が青少年育成県民会議会長表彰をそれぞれ受賞いたしましたところでございます。

次に、国見町青少年健全育成推進町民大会について申し上げます。

11月24日に開催した大会では、各種大会で活躍しました青少年の表彰、それから家庭の日作文、ジュニア応援団の活動発表のほか、大会宣言を承認いただいたところでございます。また、同日には、国見町伝統文化親子体験フェスタもあわせて開催いたしましたところでございます。

次に、国見ジュニア応援団活動について申し上げます。

10月4日から10月6日にかけて、岐阜県池田町への訪問交流を行った国見ジュニア応援団につきましては、池田町長への表敬訪問を行ったほか、みの池田ふるさと祭で国見町のPR活動、池田町ジュニアリーダーズクラブとの交流を行ったところでございます。

次に、芸術文化事業について申し上げます。

10月20日に閉幕しました観月台クラシック・フェスティバルにつきましては、多彩で質の高い音楽芸術を提供しますとともに、10月27日から11月3日にかけては第48回国見町文化祭、さらには12月1日には伊東ゆかりさんによるコンサートを開催いたしましたところでございます。

次に、駅伝競走大会について申し上げます。

第43回国見町駅伝競走大会につきましては、新たに周回コースによる大会としまして11月3日に開催し、11チームが出場いたしましたところでございます。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックの機運醸成事業について申し上げます。

町では、日本オリンピック委員会を応援する自動販売機を設置しまして、その披露式を行いますとともに、オリンピック野球予選でありますプレミア12のパブリックビューイングを開催いたしましたところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案等について、その概要を申し上げます。

承認第1号及び第2号の「専決処分の承認を求めることについて」につきましては、台風第19号による災害対応に急施を要したため、町税の減免に関する新たな条例制定と一般会計予算を補正したことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第61号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」につきましては、成年被後見人等の人権を尊重する観点から関係法令が改正されたことによりまして、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第62号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、

福島県人事委員会勧告に準拠しまして、給料表などを改正するものでございます。

議案第63号「令和元年度国見町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出に1億2124万9000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ63億6801万1000円とするものでございます。

議案第64号「令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」及び議案第65号「令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、それぞれ所要の予算を計上するものでございます。

以上、本定例会に提出をいたしました各議案につきまして、一括しまして提案理由の趣旨を申し上げましたけれども、各議案の内容、計数等につきましては、審議に先立ち、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

11時より委員会室において議案調査会を行い、その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたします。その後に、広報常任委員会を委員会室で開催いたしますので、ご参集願います。

あす4日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時53分）

第 2 目

令和元年第4回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年12月4日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 兼事務局長	蓬田英右君	まちづくり 交流課長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	穴戸浩寿君
会計管理者兼 会計課長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8番（松浦常雄君） 質問に入る前に、このたびの台風19号により亡くなられた方々に深く哀悼の意を表し、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、さきに通告しました1点について質問します。

台風19号による被害状況と今後の対策についてであります。

台風19号は、日本列島の約半分に及ぶ広範囲の地域に洪水や土砂崩れを引き起こし、多数の人命が失われました。また、土地や家屋、農作物をはじめ生活用品、機械、公共の建物、インフラなどに、これまでに経験したことのない甚大な被害をもたらしました。このたびの災害に対する対応と今後の防災対策について伺います。

まず、台風19号への注意喚起及び避難対策について伺います。

台風19号について、テレビの気象情報では台風19号は回数も多く、これまでにない規模の台風だということを報じていました。台風19号について町は町民への注意喚起をどのように行ったのか伺います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） 8番松浦常雄議員の質問にお答えいたします。

町民の方に対しての注意喚起でございますが、まずは防災行政無線を使用しまして、台風第19号に係る注意喚起を10月10日、11日、さらに最接近しました12日当日に行いました。さらに、山間部の土砂災害警戒区域と河川の浸水想定区域を中心に広報車によりまして、直接注意の呼びかけを行ったところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 避難所の開設はいつどのような判断で行ったのか伺います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

避難所開設の判断につきましては、まずは台風の進路、強さ、大きさ、また福島県に接近する時間帯、予想される雨量、さらに福島地方気象台からの情報をもとに警報発表レベルの雨量等が予想されたことから、土砂災害と浸水害発生の可能性が高いと判断し、台風の最接近が想定されます前日の11日でございますが、町では町内全域にあたります6カ所の避難所開設を決定したところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） それでは、避難勧告や避難指示はいつどのように行ったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

避難勧告及び避難指示につきましては、国から示されております避難勧告等の発令基準に基づき、町では気象情報などを総合的に判断し、避難情報を発令したところでございます。

具体的に申し上げますと、まずは土砂災害の発生のおそれがある地区につきましては、福島地方気象台から発表されました大雨警報により高齢者避難開始、避難準備情報レベル3を発令しました。その後、同じく福島地方気象台と福島県から出される土砂災害の危険が高まると予想された場合に発表されます土砂災害警戒情報に基づきまして土砂災害警戒区域を対象に避難勧告レベル4を発令したところでございます。

一方、河川氾濫などにより浸水害発生のある地区につきましては、同じく福島地方気象台発表の洪水警報発表によりまして、高齢者避難開始、避難準備情報レベル3を発令したところでございます。

さらに、国土交通省からの水防警報、阿武隈川水位情報をもとに水位が避難目安となる水位を超えることが予想されたことから、河川浸水想定区域など対象に避難勧告レベル4を発令したところでございます。さらに、氾濫水位を超えるおそれがあったことから、緊急避難指示を発令したところでございます。

なお、町からの避難情報につきましては、防災行政無線、さらに消防団により広報等を行ったところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 各避難所には町職員を何人配置したのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

台風19号の避難所対応につきましては、土砂災害の警戒目的に小坂農村総合管理センター、観月台文化センター、石母田集会所、大木戸ふれあいセンター、また水害の警戒を目的に森江野町民センター、東部高齢者等活性化センターの合計6カ所の指定避難所を開設したところでございます。

ご質問の職員の配置でございますが、それぞれの避難所に2名の職員を配置し、さ

らに警戒本部となります保健福祉課においては保健師1名と管理職1名を常駐させたところでございます。加えて、10月12日当日になります、森江野地区と大枝地区に避難勧告が発令されたことから、両避難所に2名の職員を追加し、それぞれ4名体制としたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 私が聞いていたところでは、各避難所に2名ずつ配置したということだったので、2名では足りないのではないかと、避難所によっては人数がかなり多くなるところもあったので、そのように思っておりました。しかし、今、保健福祉課長の説明によりますと、多いところにはさらに2名追加したということですので、その点では適切な配置が行われたものと思います。

ちなみにこの避難所ごとの避難者の数はどうだったのか伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 避難所ごとの避難者の人数ですが、10月12日の9時に開設をしております、その後の避難者、最大の数ということになります。小坂農村総合管理センターが23世帯48名、観月台文化センターが20世帯21名、石母田集会所が22世帯41名、森江野町民センターが4世帯6名、大木戸ふれあいセンターが3世帯7名、東部高齢者等活性化センターが55世帯132名、計で最大時127世帯255名となっております。なお、このほかに福祉避難所として国見の里に1名が避難をしております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 東部高齢者等活性化センターが一番多くて132名ということですが、かなり多くの人数が避難しているということで、その対応はなかなか容易ではなかったのではないかと思います。

こういうときに、町職員だけで対応するのは難しいので、私は自主防災会の組織が機能したのかどうか聞いてみたところ、自主防災会の役員の中には親類のうちに避難していて、人数的には欠けるものがあつたという話を聞いています。そうであれば、やはり乾パンを配布するとか、毛布を配るとか、いろんな仕事があるんですけども、そういうのは町内会の組織をうまく活用して、協力していただいてやるということも考えていいのではないかなと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

避難者への毛布、水あるいは乾パンの配布など、手伝う人についてのお質でございますが、毎年防災訓練を自主防災会の取り組みの一つとして行ってきてございます。たび重なる大雨など災害が多発していることから、自主防災会の取り組みは議員おっしゃるとおり大変重要なものと考えてございます。また近年、異常気象の影響もあり、大雨による土砂災害警戒情報の発令も増えており、事前に自主避難者のための避

難所を開設する機会も増えてきてございます。

ご質問の自主防災会あるいは町内会の役員の方との連携ですが、町においても地域においても、この間経験したことが多くなってきてございます。それぞれ経験値が上がっていると認識をしてございます。

また、それぞれの地域での差はまだあるんですが、今回の災害におきましても、複数の行政区において避難所開設と同時に町内会長さんあるいは民生児童委員さんが参集をして、自主的に避難者の確認あるいは配分をするなど、主体的に担っていただいているということを聞いてございます。当該する町内会、大枝の地区においても町内会の役員の方、皆さん参集をして手伝っていただいていることを聞いてございます。地域力が高まっているんだなと感じているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 自主的に避難された時期は、まだ危険というのは差し迫ったものとは感じられなかったと思います。夜になって雨も強まり、風も大変強くなった中で、消防団の方が学校を回って歩いたということを聞いていますが、この避難の誘導をどのように行ったのか伺います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

避難誘導をどのように行ったかの問いでございますが、避難誘導等につきましては、基本的にはまずは自主防災会を中心に避難の呼びかけ等を行っていただきまして、さらに地元消防団におきましても避難誘導を行っていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） それでは、避難所では避難者の確認をどのように行ったのか、避難指示区域の人々が全員避難しているかどうかということの確認をどのように行ったのか伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

全員避難したかどうかの確認とのご質問でございますが、避難所におきましては誰が避難してきても受け入れるというのが基本でございます。このため、誰が避難してきたかは名簿に記入をいただくことで把握できますが、誰が避難していないのかについて避難所の職員が確認することは難しいものと思われまます。避難所だけが避難場所ではございませんので、親戚や友人の家、あるいは遠方の家族の家など、自ら避難先を探して避難される方も少なくありません。

なお、防災訓練におきましても、一時避難所さらには指定避難所への避難の有無、安否確認につきましては、把握にレベルの差はありますが、自主防災組織が主体的に行うものと認識をしてございます。今回の台風19号の災害におきましても、当該の自主防災組織、町内会におきましては、避難者名簿とお一人お一人の突き合わせを行

って避難所にいない方の安否確認を一世帯一世帯行って親戚に避難しているなどの詳細の把握をしたことで、安否が確認できない1人を把握したと、そのように聞いてございます。

繰り返しになりますが、避難所に避難するか否かは自助の部分でございます。行政として最大限の努力をいたしますが、強制力はない以上、避難していただきたいというお願いでしかございません。災害での被害を減らすには、災害を自分事と考え、自助により自分の命を守ること、さらにはふだんから顔の見える範囲での地域コミュニティで力を合わせる大切であると指摘をされているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 東部高齢者等活性化センターの避難所では、避難者の確認は十分行われていないように聞いています。避難した人はわかるということですが、一時帰宅した人がいるかどうかというところは把握されていなかったということです。そのために自宅に戻っていて危うく命を失うような危険にさらされた方がいるわけです。その辺の状況はどのように把握しておられるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

ただいまの避難者の確認をしていなかったということでのご質問でございましたが、先ほどの答弁をさせていただきましたように、避難者の確認を進める中で安否の確認ができない方が1名いて、その方を探していたというのが実情だと認識をさせていただきます。

ご質問にお答えする前に、避難準備、あるいは避難勧告、避難指示の根拠になる法律について少し整理をさせていただきます。災害対策基本法を根拠に避難準備、避難勧告、避難指示を市町村長が発することができるかとされてございます。しかしながら、市町村長の発した勧告や指示に従わなくても罰則はございません。法的な強制力を持たないということになります。避難情報を尊重して避難をしてほしいという期待でございます。避難するか自宅にとどまるか、あるいは避難するにしても避難所ではなく親戚のうちに行くか等々、それぞれ住民の方の判断となるところでございます。

避難後の一時帰宅者の行動の把握ですが、避難所におきましては、一時帰宅の意思表示があれば外出の危険性を説明し、できるだけ外出をしないように話をしてございます。それでも外出をされるという場合においては、自己の判断においてなされたものと捉えてございます。この場合、受け付け後に外出の時間と戻りの時間を記載してございます。

なお、避難所に来た方には、住所、氏名、連絡先を受け付け後に記載してもらってございます。基本的には連絡手段が確保されていれば情報を伝えることは可能と考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 適切に対応したという説明でございます。ただし、実際に一時帰宅した人がいて、それがなかなか把握できなかったのは事実です。今にして思えば、何か町内会には班という細かい組織もありますから、それぞれの班で誰がどこに避難しているかということを確認すれば、もっと早く把握できたのではないかなと思うわけです。

私が聞いているところでは、東部高齢者等活性化センターに避難して、その後、自分が滝川の水門の管理の任務があったので、その滝川の水門を閉めにいって、また活性化センターに戻って、その後、近所の人にうちに戻ってくるからということを書いて戻った。そこで町内会長もそのことは知らなかったし、町の受付のほうでもそのことを把握していない状態でした。隣近所の人に言ったことで、そこでとどまってしまったんですね。消防団が回ってきたときは、とんとんと戸をたたく音がしたけれども、奥のほうに寝ていたから行ってドアをあけたときは、消防団の車が門口を出るところだったということでした。そのまま寝込んでしまって、水の音で気がついて戸をあけてみたら、膝のところまで水が来ていたので、隣のうちの物置に逃げたということですが、そのときはまだ街灯はついていたので行けたということです。

しかし、物置に行って2階に上がるはしごに腰かけていたところ水が増えてきて、そのはしごが水に浮いて外れてしまった。首のところまで水につかりながら、そのままにしていたらずっと浮き上がって行って2階の入り口のところに行ったので、つかまって2階に上がった。それでもまだ水位が上がってきたので、今度は窓につかまりながら屋根によじ登った。浮力で体が浮いてきたので、屋根に上って一番高いところにいて助かったという状態で、大変危険な状態というか、簡単に避難したわけではないという状況でした。本人は、まさか水が来るとは思わなかったようですが、もう少しきめ細かな町内会の班ごとの確認がなされていればよかったかなと思うわけです。

避難しなかった自分が悪かったというお言葉もありましたが、とにかく人の命が危うく失われるような事態だったことをよく認識して、これからはその点に対応していく必要があるのではないかと思います。避難所での一時帰宅に対する手続は課長の答弁でよくわかりました。

では、次に行きます。

10月13日の午前11時に私が東部高齢者等活性化センターへ行きましたところ、川内地区の住民の方は帰宅する途中でした。私はすぐ欠下橋のところへ行ってみましたら、その時点では滝川から県北浄化センターのほうに盛んに水が流れ込んでいる状態でした。まだ阿武隈川の水位のほうが高かったことがわかります。しかし、この時点でまだ避難解除が出ていないけれども、住民の方はどンドン避難所からうちに帰っていたわけです。

こういうことは、大変危険なことだと思います。このような事態にどう対処するのか考えておく必要があると思うんです。これについては課長、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、避難指示解除前に自己判断で帰宅されることは災害に巻き込まれる可能性がございまして、大変危険な行為であると考えているところでございます。

災害時におきましては、自分の身は自分で守るという自助の意識が大事であることを踏まえまして、町としましてもさまざまな機会を持ちまして避難の重要性の周知徹底を図るとともに、さらに町内会での危機意識の向上を図ることも重要になってくるのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。質問は簡潔にお願いいたします。

8番（松浦常雄君） これについても、私は町内会の組織などをうまく生かしていただければと思います。まず、町内会長と班長の話し合いで各自自由に自宅に帰るといふことのないよう、そういう話を徹底するといえますか、そうでないと三々五々帰ってしまうということになる。そういう組織的な動きが必要である、情報を集めるにしても、情報を伝達するにしても、組織を活用すれば、こういう事態にはならなかったのではないかなと思うわけです。

では、次に、被害状況について伺います。

被害の状況については、宅地、農作物、農地、公共土木施設、農林土木施設等について多大の被害が出ていますが、どういう状況だったのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） まず、公共土木施設についてお答えいたします。

こちらにつきましましては、町道に係るものがほとんどで、全部で18カ所の被害がございました。具体的には道路ののり面や路肩の洗掘、崩れというのが12カ所、舗装面の流出、剥離が3カ所、側溝の流出、さらには側溝への土砂流入、堆積が3カ所、以上ようになっております。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 続きまして、農地、農業基盤施設の被害につきましましてお答えします。それぞれの被害につきましましては、現地調査などで確認しているものですが、農地の被害といたしましては、冠水したことによります土砂の堆積が水田で7.5ヘクタール、畑地で18.5ヘクタールでありまして、そのほか大雨によるのり面の崩落が12カ所となっております。農業用施設につきましましては、用排水路ののり面の崩落6カ所のほか、水路内への土砂の堆積などがあります。林道につきましましては、のり面の崩落や路面の洗掘で3路線、大枝排水機場につきましましては、浸水による機器の故障となっております。

また、県営貝田地区圃場整備事業実施区域内におきましては、農地や導水路ののり面の崩落、水路の損壊など23カ所となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） それでは、被災された方々への支援はどのように行っていくのか伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 家屋等の被災された方への支援ということで、お答えさせていただきます。

被災者への支援制度につきましては、生活再建支援金や応急修繕制度など幾つかの支援制度がございますけれども、被災された方々につきましては、さきに罹災証明等の申請をいただいております。この認定条件によりまして、各制度に該当可能な方につきましては、個別相談の通知を差し上げたところでございます。これによりまして11月中旬から個別相談を行い、各種制度の説明を行うとともに、申請等必要な手続を行っているというのが現状でございます。

これによりまして、半壊以上の被災者の方には、この相談会をもって各種支援制度の内容については、大方伝わっているものと考えております。引き続き、被災者の方に寄り添った形で相談等を進め、被災者が円滑に各種支援制度を活用できるような形で進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 町内の道路や農地、土砂崩れなどの災害復旧をどのように進めていくのか伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） まず、道路関係、公共土木関係についてお答えします。

崩れたのり面、もしくは洗掘された路肩等につきましては、埋め戻しを行うというのが基本でございます。その補修箇所には保護さらには浸食を防止、そして芝等で安定処理をするための養生シートで覆うというのが一般的な復旧という形となります。これで現在進めているところです。

また、舗装や側溝の被害箇所につきましては、再布設等により復旧となりますが、現在これらの復旧工事については、業者の発注を大方終えており、各現場等で復旧工事が進められているという考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 農地等の部分についてお答えいたします。

農地に堆積しております土砂につきましては、重機などによる撤去、のり面の崩落箇所につきましては、土を戻しての補修となります。農業用施設であります用排水路につきましても、のり面崩落箇所の補修や土砂の撤去となりますし、林道ののり面崩落箇所につきましては、土砂の撤去とのり面保護、路面の洗掘箇所につきましては、路面をならしての敷砂利となります。大枝排水機場につきましては、機器の交換となります。

また、県営貝田地区圃場整備事業実施区域内につきましては、県による災害復旧工

事を予定しております。いずれにいたしましても、災害復旧事業など国・県の有利な補助事業を活用し、復旧を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） モモ畑など、あとは水田とか大量の土砂で覆われているところがあります。こういうところは、全額国・県のほうで費用を出して復旧していただけるのか、その辺伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

現時点で全額ということにはなってございませんが、先ほども答弁いたしましたように、有利な補助事業等活用して対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） それでは、次の質問に入ります。

台風19号の被害に対する今後の防災対策についてです。

現在のハザードマップについてですが、これは阿武隈川の上流で千年に一度、2日間で323ミリの雨が降った場合を想定して作られています。ところが、このたびの台風19号では阿武隈川の上流、白河で降った雨量は24時間で371ミリでした。わずか1日でこの2日分の想定を48ミリオーバーしています。

このことから、当然このハザードマップの見直しというか必要であると思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員お質しのハザードマップにつきましては、地域住民の生命及び財産を自然災害から守るため、その被害を予測し、被害範囲を地図化したものでございます。予測される災害の発地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難場所などの情報を示したものでございまして、地域住民の方々が迅速かつ的確に避難を促すために作成しているところでございます。

具体的に申し上げますと、河川につきましては、国管理でございます阿武隈川の浸水想定区域、県管理でございます滝川の氾濫想定区域、さらに山間部におきます土砂災害警戒区域につきましてもそれぞれ掲載しているところでございますが、それらの危険区域の見直しが図られた場合、町ではその都度ハザードマップを更新し、町民の方々に周知を図っているところでございます。

今後の見直しにつきましては、今回の台風第19号を受けまして、国・県の河川の浸水想定区域などが見直された場合におきましては、町でも速やかにハザードマップの更新を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） このたびの台風 19 号では、役場周辺に降った雨量と山沿いの小坂、石母田、貝田等に降った雨量は違うのではないかとということが指摘されています。これらの地区には、以前から雨量計を設置してほしいという声がありましたが、これについてはいかがお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、役場周辺の平坦地と山間地ではその地形的な条件などから山間地では雨量が多いといった事象は当然あり得ることとございまして、逆に山間地より役場周辺での雨量が多いといった事象も考えられるところとございます。そのようなことから、役場での雨量観測データから山間地での想定雨量を想定して防災対策を行ってきたところとございますが、先般の台風 19 号におきましては、気象庁の雨雲レーダー、または国土交通省の同じく雨雲のレーダーを分析した結果からも役場周辺の雨雲と山間地にかかる雨雲の強さに違いがあったことは確認しているところとございます。

このようなことから、山間地におきます正確な雨量のデータは土砂災害などに対する避難情報発令の判断材料の一つとしても有効であると考えておりますので、その設置につきましては、今後検討してまいりたいと考えているところとございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 今回の台風により滝川と佐久間川が決壊し、住宅や農地、農作物、県北浄化センターまで大変な被害をもたらしました。両河川とも地域住民から堤防の改修についてまだ補強されていない部分をもっと丈夫な堤防に改修してほしいという要望がたびたび出されておりましたが、県は改修しませんでした。

同じような被害を繰り返さないために、今後町は防災対策をどのように進めるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、台風 19 号によりまして被災された皆様方に心からご冥福、そしてお見舞いを申し上げさせていただきたいと思えます。

今回の台風 19 号でございますけれども、先ほど来、松浦議員がいろいろご指摘されておりますように、福島県で初めてとなる大雨特別警報、これが発令されまして、県内各地でとにかく白河含め、最大の雨量となったところとございます。さらには、ただいまご指摘のように、県北浄化センターなどが水没するなど、8.5 水害を上回る大きな被害になっておるということは、まさにご承知のとおりでございます。

今般の被害の多くは、これもご指摘ありましたように、阿武隈川の異常増水による、いわゆるバックウォーターで大きな被害が生じました。特にその阿武隈川支流であります滝川の堤体の破堤、そして中小河川の滑川の越水等々によって大きな被害になっ

たということでございます。

今回のこの被害状況を十分踏まえまして、想定外の豪雨、大雨にも耐え得る河川整備、これが急務であろうと、このように考えておりまして、もう既に県管理河川の滝川、町管理河川の滑川一体となって早急な整備促進について、国・県のほうに要請をさせていただいております。早急に一体となった整備を図るというご回答をいただいております。

ただ、一方において、これも松浦議員のいろいろとお話しありましたように、ハードの整備と同時にソフト面で何をどうするかということが私は非常に重要ではないかと思っております。つまり、その災害に対して誰がいつ何をどうするかという、そういったタイムラインといったものをしっかり作って、今後想定される台風、あるいは豪雨、地震などにもしっかり対応したタイムラインをしっかりと作っていく、そのことがすごく大切だと強く感じました。ですから、そのあたりを重要ポイントとして、今後十分検証しながら対応していくことが1点でございます。

それから、もう一つは、やはり国土強靱化、私、国・県にいろいろ要請に行きました。今後はやはり想定外のさまざまな災害が発生しますので、国土強靱化、県の強靱化、町の強靱化をしっかりと進めていかないとだめですよというご指導をいただきましたので、国土強靱化対策の中での町の計画、それをしっかりと作って進めていくことが非常に重要だと思っております。来年度に向けてぜひこれは早急に取りかかり、町の河川、道路、いろいろなものがございますから、ハード、ソフト面も含めた整備促進、これにしっかりと対応していくことが必要だと考えております。

いずれにいたしましても、この台風19号、当然ポイントは復旧をどんどん進めていきたいと思いますということが1つ、もう一つは十分検証して、ハード、ソフト面で何ができるかということをしっかりやっていく、その両面が非常に重要だと私自身今回の体験で非常に強く感じました。

先ほどご指摘あった個人の方、被害もなく助かったので非常に安堵いたしておりますが、そういったケースの場合どうするんだという議論、町内会と町との連携どうするんだと議論ございますよね。避難所の運営どうするんだという議論もございますよね、そういったものを総合的に検証しながら、今後に努めていくということ、このことが非常に私は重要だと、今強く認識をしております。今、松浦議員のご質問を受けて、さらに強くいたしましたので、そういった方向で、ハード、ソフト両面でしっかりと町の安全安心を担保してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 災害復旧が迅速に進むことを期待しております。

以上で私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、6番佐藤定男君。

（6番佐藤定男君 登壇）

6番（佐藤定男君） さきの通告に従いまして一般質問を行います。

まず、令和2年度の予算編成方針についてお伺いします。

少子高齢化を迎えまして、町政の執行はますます厳しさが増しております。でも、そんな中でも町民の意思を酌み取り、知恵を絞って少しでも満足を得られるような政策の実行が望まれます。財政の問題と関連づけまして、来年度の予算編成方針をお伺いいたします。

最初に、令和2年度当初予算編成の基本方針をお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 6番佐藤定男議員のご質問にお答えを申し上げます。

令和2年度当初予算編成でございますけれども、これにつきましては11月28日付で既に各課の長宛てに通達をいたしまして、編成作業を開始いたしましたところでございます。

お質しの基本方針でございます。まず、歳出につきましては、第5次国見町振興計画後期計画、それから国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略、さらには歴史的風致維持向上計画など、これは部門計画になりますけれども、そして国見の未来を作る5つの目標、これをオール国見、オール役場の精神で町民福祉の向上を図ることを前提に事業の構築を行ってまいりたいと、基本的にそういう考え方でございます。

また一方、歳入でございます。これにつきましては、生産年齢人口の減少に伴いまして、個人町民税の減収、あるいは基金残高の減収などが見込まれますので、歳出に見合う歳入、これはなかなか確保できない状況なのが明白になっております。改めまして、全職員にコスト意識を持ってもらいまして、業務に邁進してもらうことがベースでございます。そして、全ての事業について引き続きあらゆる方策を通じまして、国・県補助金等などの財源確保、これにしっかりと努めていくこと、そしてなるべくその事業を構築していくことで対応していただくことでの通達をさせていただいております。

また、事業化にあたって、これ財源確保が非常に困難な場合、この事業の内容の軽重、つまり町民福祉の向上の観点から十分精査しながら、特に復興的な事業等々については、スクラップも視野に入れて、大胆な方向転換を含めて対応していく必要性があると考えております。

いずれにいたしましても、大震災からの復興、再生がどんどん進んでおるという状況でございます。震災前の状態に戻りつつございます。ただの原点回帰ではなく、今後の国見町の維持発展には何が必要なのかということをも十分精査しながら、その基盤をしっかり作って未来に進めていくことが必要だと考えております。

基本は復興再生から交流連携地方創生事業等々にもシフトするような事業化をやはり来年度以降やっていく必要があると、このように思っております。事業のポイントは、交流連携、少子高齢化、それから先ほど松浦議員のほうにもお答え申し上げましたように、国土強靱化対策、今後しっかりとやっていかないと、何がどういつ起きるかわからないですから、この国土強靱化対策も来年度予算では非常に重要な形でクローズアップをされ、それを前に進めていくことが必要なのかなと、考えておるところ

でございます。

まさに真に必要な事業、選択と集中、それからスクラップアンドビルドなどを念頭に置きながら、令和2年度の予算の編成を構築してまいりたいと、考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 復旧・復興から交流連携あるいは少子高齢化対策と、また国土強靱化にかじを切っていかななくてはいけないという答弁をいただきました。

その中でも新規事業について、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

多様化する行政ニーズに対応するための財政需要が年々増加しております。令和2年度につきましても、例年以上に収支を合わせることに厳しい予算編成になるものと思われまます。

しかし、そのような中にありましても、議員お質しのおり、町民の意思を十分に反映するとともに、まずは町民福祉向上のため財源を確保しつつ、真に国見町にとって必要な事業か否か、これを十分に精査、見きわめながら新規事業にもでき得る限り取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 十分精査して新規事業にも取り組んでいきたいということでございますが、現時点では具体的なそういう事業の予定はありますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

現在、来年度の当初予算の編成を各課で行っているところでございます。その締め切りが今月の19日ということになっております。その後、それぞれ査定を経ましてという形になりますので、現時点では総務課では詳細は把握をしていないところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 続きまして、予算編成方針にも十分関連してまいりますが、財政調整基金の考え方についてお聞きしたいと思います。

改めて申し上げるまでもなく、財政調整基金は余裕があれば積み立て、町政の財政が不足すれば、それを取り崩して、文字どおり財政を調整していくという基金であります。これまでの経緯を見ますと、平成30年度の財政調整基金の残高は7億5390万円でありました。年度の変動はありましたが、平成21年度の金額とほぼ同じであります。10年間で残高を見れば、現時点で10年前と変わりありません。

その中で、10年間の間に平成25年度は1億3200万円を取り崩しました。そして平成29年度には1億100万円取り崩しております。取り崩して何に使ったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

地方公共団体の財政につきましては、経済の不況等により大幅な税収の減に見舞われたり、あるいは災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものでございます。

このような予期しない税収減少や支出増加に備えまして、長期的視野に立った計画的な財政運営を行う必要がございます。そのための基金として議員お質しのとおり国見町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づきまして財政調整基金を設けているところでございます。国見町では、財政調整基金から平成25年度に議員お質しのとおり1億3000万円、また平成29年度には1億100万円ほどの金額をそれぞれ取り崩しております。

財政調整基金につきましては、特定の目的のために設けられている特定目的基金とは異なり、その用途が明確には決まっておりませんが、平成25年度につきましては役場庁舎の整備事業、平成29年度には道の駅整備事業と、それぞれ大型公共事業がございましたことから、予算編成上不足する財源を財政調整基金から取り崩して賄ったところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） ただいまの答弁によりますと、役場庁舎及び平成29年度は道の駅のほうに取り崩したということでございます。

そうしますと、庁舎と道の駅ですから、前向きな資金といたしますか、赤字の補填のために使ったということではないということです。それを使いましてもこの財政調整基金が7億円台をキープしていることは、それはそれで財政当局のそういうご努力には敬意を表したいと思います。

そこで、私は財政調整基金については、平成25年3月の議会で町長に財政調整基金のあり方について質問しております。そのときには、町長は5億円は確保しておきたいと、その上で効果的な運営をしていきたいということをおっしゃっていました。ことしの3月議会、これは一般会計予算の中で私質問したんですけども、5億円確保すると、しかし実態としてそれより約2億円多い7億円で推移しております。それで運用方法について改めてお考えをお聞きしました。そのときのご回答は、5億円を含めて2億円はいわゆる調整弁として使っているのだと、そういう回答をいただいて、私はそのときそれ以上は質問しなかったのですが、今でもその考えにお変わりはないでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） では、私のほうから答弁させていただきます。

財政調整基金のあり方についてでございますけれども、たしかに2年前ですか、どのくらい必要なんだということに對しまして、私、五、六億円と言った記憶があります。これ大体1つの自治体がしっかり担保していくための使い勝手のいい、それがやっぱり五、六億円は国見町であれば財政規模から行きますと、大体1割程度は欲しいということなんです。

ですから、大体今の状況見ますと、60億円くらいやっていますから、五、六億円は必要であるというのが一般的な自治体の直接総務省からの指導などはありませんけれども、大体そのような感じで対応してきている状況かなと思っております。

それと同時に、私、目的の基金に今後は積んで、例えば文教基金とか公共関係基金とか、そういったものに積んで将来に備えたいという話なんかもさせていただいたと思っております。と同時に、確かに国見町の財政の手法というのが基本的に当初予算組む際に、大体2億円ちょっと基金を崩して対応していくというスタイルでやっています。

ですから、最低やっぱり7億四、五千万あれば、これは流れとしてうまくいくというような国見町の財政状況になっているということでございます。7億5000万円ぴたっと担保しておいて、例えば令和2年度予算組むときに、そこから崩して対応していくというスタイルでやっています。そういうことでたしか申し上げたと思いますので、一応基本的にはその考えは変わっておりません。五、六億円は最低あって、あとその予算編成のときにその分が積み増しできるような予算は必ず必要である。そうすれば国見町の将来に向けた維持発展は私担保できると思っております。

と同時に、私は県とか国との関係の中で、今何が起きるかわからないという状況などもございますので、使い勝手のいい金額を10億円程度は担保しながら、町としては常に維持していくと、そうしますと将来的にも、いわゆる3年、5年ではなくて、10年近くはそういった中でうまく担保できていくと、こんな思いもいたしております。基本的には基金と五、六億円、ただ予算積み増しもございますので、その分も含めて7億四、五千万円あれば、これは安定的な形で国見町が将来的に維持発展できるという思いでたしかお話した次第であったと考えております。今もその考えは基本的には変わっておりませんので、今後とも用意してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 以前の考えと変わりはないということ。そこで財政調整基金の考え方は、それはいろんな考え方があるのですが、ちょっと私と町長の考えが違う気がするのですが、先ほど予算の大体10%、五億、六億円ですね。一般的に標準財政規模、国見町は大体34億四、五千万円なので、その、先ほど町長言われましたけれども、これ標準財政規模の10%から15%と知見的に言われておまして、標準財政規模、平成30年度、国見町は34億3300万円、10%から15%として、その上のほうの15%をとったとしても5億1500万円です。

それで、これ先ほど最初、町長がおっしゃられました5億円から6億円と、その中でその2億円、いろいろ年度内の予算の中での運用の中で2億円はとっているというお話は、私はその2億円もこの5億円の中に入るのが普通の考え方ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） やはり将来的に国見町を維持発展させていくという意味で、まずは常時10%の維持を担保しながら、さらにその予算組める金額も含めて、担保しながら将来的に維持発展させていくというのが私の基本的な考え方のものでありますから、そこはそごがあっても、これはやぶさかの部分があるかなという感じはしますけれども。

そんなことで、今後も基本的にはとにかく国見町という小さな町であります。いつ何がどう起きるかわからない。そのためには少なくともなるべく資金の担保をして将来的に維持発展していきたいという思いが私自身も職員もございまして、そういった流れの中で現在来ております。そういったことで10%、五、六億円、そして予算編成の部分も積み増しして7億円ちょっとぐらいはなるべく担保しながら維持発展していきたいというのが私の基本的な考え方といいますか、町としての基本的な考え方かなと、このように考えておりますので、改めて答弁させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 町長も最初のほうで財政調整基金についても必要性があれば積極的に活用したいというご答弁もありましたので、財調についてはこれで終わりにいたします。

続いて、地方債についてお聞きします。

任意繰り上げ償還金として町債の繰り上げ償還として平成29年度は1億9547万円、そして平成30年度は2億548万円を繰り上げ償還しております。つまり、約定償還以外に返済しているということだと思いますが、借入金を少なくすることは悪いことではありませんけれども、償還は基本的に約定償還で何ら問題はありません。繰り上げ償還に至った理由として資金的に余裕があったから繰り上げ償還したのでしょうか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

地方公共団体は、前年度の繰越金の半分を積み立てまたは繰り上げ償還の財源に充てなければならないとの地方財政法の第7条第1項に規定されております。

町としては積み立ての利息よりも借入金の利子のほうが高いということもございましてから財政の健全化に向けて財政調整基金への積み立てではなく、地方債の繰り上げ償還、こちらを選択して進めてきたというところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 繰越金の2分の1は積み立てもしくは繰り上げ償還にするというこ

とは、私も承知はしております、私はだからその積み立てもしくは繰り上げ償還という選択の中でどうして繰り上げ償還したのか、それは積み立てよりも借入れのほうが利息が高いと、当然でございます。ただ、先ほども申し上げましたけれども、約定償還で十分なんですよね。

私は平成29年9月の町債の減償について一般質問しております。その中で将来の返済についてどうなんだということでお質しいたしましたけれども、町長のご答弁は町債残の7割は交付税措置があるのだと、そして返済は平準化されており、何ら問題ないとしております。

私がここで言いたいのは、要はいわゆる繰越金が出ましたね、その使えるお金を何で自由に使えるお金の積み立てに回さない、それは利息は言いましたけれども、ただ十分に返済できると言っておるのです。そしていろんな町民からの要望があります。ここの町道をどうにかしてくれ、町には財政的余裕がないからなかなか難しいと、私は何でそっちのほうに、償還したらそれで終わりですよ。その金なくなっちゃうのですよ。何で積み立てにしなかったのか、私はちょっとその辺が運用上どうかなと思うんですが、その辺いかがですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

なぜ、その町民の要望のほうにその繰越金を使わないかというお質しでございますが、現在町が借入れをしている分について、年7%を超える利息を払わなければならない借入金もございます。まずはそういったところを償還して、なるべく自由に使える予算に回したいという思いがまずございます。

それぞれ借入れをする際には、利息の安い方を見積もりによって選定をしておりますが、かつて借入れをした分につきましては、先ほど申し上げたような高利率もございますので、まずは高利率のほうを償還して無くしていきたいという思いがございまして、繰り上げ償還をしているというところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 私は先ほども申しましたけれども、返済には十分な余裕があるというふうに、そういう答弁をいただいて、そうなんだなと思っております。そうすると、余裕はあるのですから約定返済で十分なはずですよ。7%の利息というと高いから返済してといたら、私は約定返済であれば期限の利益あるのですから、何も返済、それ以上やることないのですよね。それを利率だけでやって、そのために資金的に厳しい、そういう運営をするよりは、その分余裕を持ってやったほうがいいのではないかと思う、やってしまったのはしょうがないのですけれども、これからはそういう考えはあってもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） では、この件、私から答弁させていただきます。

繰り上げ償還の関係でありますけれども、利率の関係で、当然利率の差が出ると、

その利率の差がまさに町にリカバリーされるという形になります。それがまさに事業化されて、町の復興等々にも使われていくというようなシナリオがございしますので、その約定でどうしたからどうだということではなくて、よくやりますよね、銀行さんとか何かで、利率が安くなったときあれするとか、あるいは途中で返還すれば、そのさっきのが利率が安くなるとか、いろいろとその制度があります。

そういった中で、一応行政的にできる部分、繰り上げ償還をしっかりと、そうすると、その流れの中で今言った利率分の償還があると、ということで事業化ができるという等々の流れもございします。ある程度その流れの中で繰り越しが出た場合には、ルールで一応決まっていますので、2分の1 どうするんだと、決まっていますので、その分については健全な国見町の財政を行うという観点からも、その将来に償還をしながら、未来の国見町の維持発展につなげていくということが私はベストではないかなと思っております。なるべく財政は厳しくやりながら、ただ歳出、町民福祉の向上の部分はやれるものはしっかりやるという、両面性をうまくウィンウィンの関係にできるようなスタイルでぜひ今後とも対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 基本的に考えがちょっと違いがあるようですので、この件につきましてではこれで終わりにします。

次の質問にまいります。

三常院阿弥陀堂の後ろののり面の補修について伺います。

台風19号の被害によりまして、光明寺にある三常院阿弥陀堂の後ろののり面の一部が崩落いたしました。幸いに建物そのものには被害はなかったのですが、今後の気象状況によっては損壊の危険性が懸念されます。お堂の中には町有形文化財指定の木造阿弥陀三尊仏立像が安置されております。早急ののり面の補修対策を講じるべきと考えますが、所見をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

農地ののり面が崩落しておりましたので、崩れた土砂の撤去や土どめをするなど、災害復旧事業として対応することとしております。

なお、早急にというお話でございしますが、町といたしましても当然早急に発注したいと考えておりますが、業者の都合がつかず、現時点では着手できない状況となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） ただいまの答弁によりますと、この点については、当然補修が必要と考えており、業者選定の上対応したいということでもいいんですね。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

議員お質しのとおりであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 続きまして、次の質問にまいります。

光明寺地区の町道4078号線の拡幅についてお質しいたします。

本件については、以前から要望がなされておりました、平成26年3月定例会では渋谷福重元議員が一般質問しております。そのときの太田町長のご答弁は、対応の優先順位は危険度からして非常に高く、なるべく早く事業化できるよう鋭意検討していくとしております。非常に前向きな回答をしております。

現在の対応状況をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

町道4078号線は光明寺の集会所から滝ノ下地区を通る町道でございます。こちらの拡幅改良についてのお質しでございます。

議員ご指摘のとおり平成26年3月一般質問がございまして、これを踏まえ町道の改良の必要性については町としても十分に理解しているところでございます。平成27年度には予備設計で概要調査しましたが、その後、国道4号の拡幅改良に伴う町道のすりつけ工事や老朽化する道水路など待ったなしの状況が進んでおりました、現在は着手に至っていない状況でございます。

しかしながら、今後につきましては、国で推進しております国土強靱化計画、先ほど町長も答弁しておりますけれども、この中で災害に備えた安全安心な生活道としての位置づけを行うなど、具体的な事業化に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それで、この町道4078号線につきまして、私のほうからも答弁させていただきたいと思っております。今、佐藤議員のお話のように、平成26年3月議会にお話をさせていただいております。

そのポイントは2つ、答弁しております。議事録をごらんになったと思いますが、今の議員がおっしゃった話が1つ目でございます。もう一つは、事業着手しますと多くの費用、これ今の推計ですと約1億円くらいはかかると考えておりますので、検討が必要な部分がありますので、でき得れば近い将来、財源確保ができることも含めて検討してまいりたいと申し上げております。つまり単年町単独事業では難しいので、そのほかの事業を含めていろいろと検討したいという思いを込めて当時答弁をさせていただいたものです。

そういった中で、平成27年度にはご案内のように予備設計させてもらいました。その後、平成29年度には火事の問題で防火水槽の改修整備、をすごく大切だと思いつつながらやらせてもらいました。それと同時に、交付金とか交付税算入の事業がない

かどうか、精査をしてきたというのが現状でございます。

そういった中で、今回の台風被害が出まして、いろいろと調査調整する中で、国の国土強靱化計画が打ち出されました。7年、10年先までしっかりと県土強靱化、町の強靱化も含めて対応していく方針が強く打ち出されました。

私も内閣府に行きまして、その話を承ってきまして、そういった中に、この町道4078号線も入れ込むこと、あとそれ以外に狭隘で非常に安全安心に問題の町道もございまして、その計画の中に盛り込んで、いわゆる避難道路と位置づけをして、国・県と調整しながら事業化に向けて対応するという事で、ぜひ検討していきたいと考えています。

特に、この4078号線については、後ろが土砂災害特別区域にもなっているんですね。したがって、そういった思いを込めて国・県と調整しながら、交付金、交付税の補填も含めて対応できるように、今後しっかりと調整しながらいろいろとやってきております。その流れの中で今後もしっかりとその安全安心の担保のための対応を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 私の中では、多分全拡幅ということを進めれば、当然その費用はかかる、そのためにその費用の面が一番のネックになっているのではないかというふうには私の中では思いました。そこでこれは私の考え方なのですが、全拡幅がなかなか難しいと、ではせめて何カ所か車を交差できるスペース、待避所とかですね、そういう対応をして最低限の通行の安全を確保するという、そういう考えもできると思うのですが、そういうことはいかがですか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 今、議員お質しのように、なるべく早目という話、当然なってきました。ただ、予備設計の段階でございますので、実施設計をして、そしてまた先ほど申しました計画の中に盛り込んでもらう等々、これからしっかりと対応していきます。今、議員がおっしゃった選択肢も1つあるのかなというふうにも考えておりますので、なるべく早い機会で来年度とはなかなか行かないのですけれども、そういう思いはあります。ずっと今まで探してきたのです。何とかやれるかなという思いもしておりますので、ですからそんな思いで進めてきたということですから、中断したということではない、進めてきているのです。今度は促進できるように鋭意私も努力していきたい、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 町長からも十分自覚して前に進めるということでございます。

これで私の質問を終わります。

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時30分まで休議いたします。

(午前 11 時 21 分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午前 11 時 30 分)

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、3番松浦和子君。

(3番松浦和子君 登壇)

3番（松浦和子君） 令和元年第4回定例会において、さきに通告いたしました内容についてお伺いいたします。

高齢者が運転免許証を自主返納した後の交通手段の確保についてお伺いいたします。

まず、はじめに、65歳以上の自動車運転免許証の自主返納制度が平成10年4月1日にスタートいたしました。さらに、平成29年3月に道路交通法が改正になり、75歳以上の後期高齢者は免許証の更新時に認知症の検査を受けることになりました。運転免許証返納時に各自治体で返納者への特典を設けているようですが、国見町の特典について改めてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

運転免許自主返納者に対する支援についてでございますが、運転に不安を持つ高齢者が車に依存しなくても安心して生活できる町を目指すということを趣旨としてございます。自家用車以外の移動手段となりますと、電車、バス、タクシー、あるいはまちなかタクシーなどの公共交通機関となりますが、町内での移動を中心に考えれば、タクシーあるいはまちなかタクシーとなりますことから、支援の内容につきましては、タクシー利用券5,000円分、さらにまちなかタクシー乗車券5,000円分としているところでございます。

このうち、まちなかタクシーは相乗りではありますが、安価に玄関先から目的地へ移動できる手段で、高齢者の日常の移動手段として継続することが大事だと考えてございます。このため、免許返納支援につきましてもまちなかタクシーの利用促進、PR、維持発展を図る観点から採用しているところであり、少額ではございますが継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） この制度の申請は、免許証を返納してからどれぐらいの期間が可能なんですか。返納されてから、その申請する期間があるのではないかと思います。その期間をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

免許証の返納の手続をしますと、警察署あるいはその運転免許センターから証明となるものがもらえます。それを添付をしていただいて町に申請をしていただくということになってございますので、実際に申請をしてから乗車券等がお手許に届くというところについては、1カ月程度の期間があれば届くものと考えてございます。

なお、ご本人が申請するまでの間の期間ということであれば、1年ほどの間に申請をしていただくということで規定をしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） せっかくこういった制度があるわけですから、返納してそのままにせず、やはり皆さんが公平に特典を受けられるように、いろんな折にPRといいたすか、お知らせをしていただいて、公平にこの制度を受けられるようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

福島県でも運転免許証自主返納者支援事業に取り組んでおります。運転卒業サポートとして、手数料はかかりますが、運転経歴証明書の申請ができます。この証明書を協賛店に提示すると、一例になりますけれども、食事代の割引やドリンクのサービスなどが受けられます。協賛店は県内に484店で、うち1店は県外になります。県北地方には167の協賛店がありますが、残念なことに国見町には1店舗も協賛店がありません。

行政サービスの一環として商工会や警察署との連携にかかわりながら、協賛店を募集していただきたいと思いますが、募集に町がかかわることは可能かお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員お質しの運転卒業サポート制度につきましては、福島県交通対策協議会が民間と行政が協力し、運転免許証を自主返納しやすい環境作りを図ることによりまして、高齢化社会を社会全体で支える機運を盛り上げることを目的とするものでございます。

協賛店の募集につきましては、福島県警本部の協力のもと福島県交通対策協議会が行ってございまして、市町村の役割としましては、本事業の趣旨を市町村の住民及び業者の方に広く周知し、事業が円滑に進むよう努めることとございます。

議員ご指摘のとおり、県内484の協賛店中、国見町におきましては協賛店がない状況でございまして、町内の身近な店舗で特典サービスを受けることが可能となれば、高齢運転者の免許返納の動機づけの一つとなり得るのではないかと考えているところでございます。しかしながら、協賛店の登録となりますと、サービス提供によりまして新たな費用負担が伴いますことから、各事業者の理解を得ることも必要になるのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、全国的に問題となっております高齢運転者による悲惨な交通事故を1件でもなくすよう町といたしましても、新たにできましたこの制度を商

工会などへ積極的に周知を図り、事業の趣旨に賛同していただけますよう働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 協賛店を募るのは、なかなか相手の理解、それから協力、そういったものも得なければならぬ、難しいとは思いますが、こういった割引といたしますか、特典は細小ではありますけれども、こういうものを利用できるという特典も高齢者ドライバーにとっては大きな魅力になる、それも近くで利用できるということも大きな魅力になるのではないかと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私のほうからもご答弁させていただきたいと思っておりますけれども、まさに高齢者の事故が今、どんどん増えて、近々でもブレーキとアクセルを間違えて事故が発生する、あとは高速道路の逆走含めいろいろな課題、問題が生じておることとございますので、高齢者の運転どうするかと、非常に重要な課題かなと思っております。

県警はじめ交通関係機関においては、免許の自主返納進めております。それはまさに1つの流れかなと思っております。ただ、その際に、今、議員お質しのよう、いかにそれを今度担保してあげるベースになるかどうかということだろうと思うので、それは町として先ほど保健福祉課長が答弁したようなことで、既に1万円の支援をするということと対応させていただいております。

それから、先ほどポイント制の話もございまして、そういったものをやはり国見町として議員おっしゃるような、ほかの町とかほかの市ではだめなので、この近くでというところがまさにおっしゃるとおりなんだと思うんです。ですから、そういったものがどうか重要であります。冒頭の説明で申し上げましたように、商工会さんとの懇談会を開催しておりますので、そういった中でも1つの議題として町からもいかがでしょうかという話も含めてご提案申し上げるとか、道の駅でいけるかどうか、そういったことも含めて、総合的にこれおっしゃるとおりなので、ベースから考えていかないとだめかなと考えております。今の議員のご質問、十分承知してございまして、まさに超高齢化社会がどんどん進みますので、意を配して対応してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 運転免許証自主返納者の数は公表されておられないんですね。でも、福島北警察署管内で自主返納された方の9割が運転経歴証明書を取得しているということです。国見町の返納者の9割の方も取得されているということです。その一番の目的は、運転免許証にかわる身分証明書の必要性からのようなのです。せっかく取得手数料を払って取得したのですから、それだけではなく、行動範囲が広がるような友人との時間など、そういった楽しみを持つ、楽しみを持てるような、そんな運転経歴証明

書でもあっていただきたいと思います。

道の駅をはじめ、商店街の活性化にこのことがつながっていく仕組みになっていくかもしれません。

次の質問に入らせていただきます。

9月6日付福島民報新聞に車の運転をやめて自由に行動する手段を失った高齢者は、運転を続けている人と比べ要介護状態になるリスクが2.2倍になるとの研究結果が掲載されておりました。運転免許証を自主返納した高齢者の行動範囲が狭くなり、コミュニケーション能力が衰えていくことを予防することは必要と思います。

ある自治体では、75歳以上が利用できる公共交通運賃無料化事業をスタートさせております。利用登録申請を行って高齢者無料乗車証が発行され、外出するきっかけになっているようです。特にことは、先ほども町長答弁にありましたが、高齢者ドライバーが加害者となった悲惨な交通事故が多く発生したように思います。家族のため、また地域の発展に尽力されてこられた高齢者ドライバーの方たちがこのような状況にならないように、また、当たり前の日常の幸せな生活を一日でも長く続けていただくような対応が求められていると思います。

運転免許証を自主返納した後の交通手段のサポートがあれば、自主返納者はおのずと増えるのではないのでしょうか。町の対応策として今後無料のコミュニティバスの運行は考えられるサポートかお伺いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからご答弁申し上げますけれども、議員ご承知のように、国見町では現在デマンドタクシーとか公立藤田総合病院のシャトルバスとか三協ハイヤー、それから福島交通バス路線、個人病院の無料送迎等々、多種多様な交通機関が今エリアの中で走っておるという状況があるかなと、このように思っております。

そういった中で、今ご指摘のように免許返納された方々に対するフォローをどうするか、非常に重要な課題でございまして、先ほど来、申し上げているように1万円の補填とか、あとは今後のポイントの関係とか、いろいろと考えられると思います。

そういった中で、町としましては、現在実施しておりますデマンドタクシー、そのあり方を事務的に検討させていただいております。そして、デマンドタクシーの利用者は大体七、八割が病院通院でお使いになっている方が多いと聞いておりますので、現在、私ども町と病院とでそのあり方、病院の場合は無料なんですね、7路線走っていますけれども、桑折、梁川、それから国見町内各地ということで無料になっていると思います。ですから、そんなことも含めて、今後、そのデマンドタクシー等のあり方、その辺どうするのかということ、今、検討開始しています。ことしから始めております。

それからもう一つは、福島交通の路線について、今かなり厳しいお話がございまして。これは国見のみではございません。梁川とかあるいは桑折も含めて、全体的に非常にバス路線の問題、厳しい状況でございまして。あと少子化の中で、子どもさんたちがど

んどん減っていく中で、送迎バス今やっていますけれども、今大きなバスでやっていますけれども、それを今デマンドタクシー化みたいな形で安全安心の担保できるような、ある意味で必要なのかなという部分当然ございます。先ほど申しましたように公共交通でございますから、それぞれのモチベーションといいますか、総合的に検討しながら先に進めていくということが必要かなと思っております、実は、地方公共交通対策会議という会議がございまして、そういった中で、これいろいろと検討することになっています。

来年度検討する、福島交通のバス路線も含め、あとデマンドタクシーも含め、いろいろな形で検討するという、今段取りをしておりますので、そういった中で、議員ご指摘の費用負担の問題ですね、無料化の問題を含めてという話になりますけれども、議員ご承知のように、これたしか二本松の事例ですよ、たしか無料ね。ただ二本松さん非常に厳しいと言っています。今後どうするか、今検討中というくらいの話で、なかなか無料化は厳しいという話、灰聞しています。

と同時に、いろいろなやっているところ、例えば私ども協定を結んでいるニセコ町では200円取っているとか、国土交通省で今後進めようとしている自動運転の安易のいわゆるシャトルバス、それについても200円ぐらいが一つのベースかなんていう話されていますので、とかあと500円取っているところもあります。デマンドタクシーはそういうことでございますし、総合的に判断しまして、費用負担の問題どうあるべきかも含めて総合的に検討して、あと路線の問題も含めて、どういった路線がいいか、まずそこだと思っております。路線をどういうふうに分割することが非常に重要なのです。

どういうところからどういう路線を組むかということあって、費用の問題が当然並行して検討して、全体的なスキームの中で、今、議員がおっしゃったような趣旨も含めて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、現時点ではご了承を賜りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 交通戦争の時代にあって、国見町においては死亡事故ゼロ記録を伸ばし続けていることはまさに行政の努力のたまものであり、町民の皆さんの誇りでもあります。人生の先輩である高齢者の方たちが住みやすい町、町長がおっしゃっている健康寿命を延ばして寝たきりにならない、笑顔で伸び伸びと暮らせる、そんなまちづくりに取り組んでいただきたい。自主返納者がその取り組みによって増えていくことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、5番村上 一君。

（5番村上 一君 登壇）

5番（村上 一君） 先の通告に従いまして、一般質問させていただきます。

県北浄化センター等の復旧対策について。

先般の台風19号により、関東甲信越地方と東北地方など記録的な大雨となり、福

島県では初の特別大雨警報が発令され、各地で洪水や土砂災害等により多くの死者を出すなど甚大な被害をもたらした。国見町においても県管理河川の滝川決壊により、住宅浸水、広大な農地の冠水など甚大な被害があった。さらに、県北浄化センターが完全に水没し機能停止という事態に陥り、汚水による周辺農地の土壌汚染、また臭気問題、風評被害などが発生している。汚泥問題が解決したやさきのこの事態は、施設を立地している町としてはゆゆしき事態と思っているところでもあります。

ここで質問させていただきます。県北浄化センターは機能停止という状況で、2市2町から日々大量の汚水が流入しているが、現在の処理方法について伺いたい。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 5番村上 一議員のご質問にお答えいたします。

汚水の現在の処理方法であります。福島県では10月25日から汚水が流出しています場内の2つのマンホールから仮設のポンプを使い、既存の水処理施設に汚水を入れて沈殿処理をさせてから塩素消毒を行った後、阿武隈川に放流している状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 今、課長から話あったんですけども、実際に、あそこ見てきたんですよ。現在も汚水が流れてきて噴き出している状態で、そして、ある程度汚泥を沈殿させて、塩素処理して流しているという説明だったんですけども、何かあの状況からすれば、完全に塩素で殺菌して、阿武隈川に上水を流しているということですけど、完全に処理できないと思うんですけども、現在も垂れ流しの状態でないのかなという、その点伺いたいです。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

議員も承知のとおりであります。現在そのような状況になっているところであります。この災害時の汚水の処理、排水の方法ということで、これにつきましては、東日本大震災のときに設置された委員会、下水道地震・津波対策技術検討委員会、この中でこういう場合の対策について検討された、その考え方に基づいてこの塩素消毒という処理をされているということで、県からお聞きしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 次の質問に移らせていただきます。

県北浄化センターの完全復旧までの期間の見通しに対してお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

福島県の説明によりますと、今後段階的に水処理のレベルを向上させて、最終的には本復旧という形で従前どおりの処理に復旧させたい考えであります。完全復旧までの期間といたしましては、おおむね2年から3年かかるものと見込んでおりますが、

今後この期間を短くするよう福島県に要請しますとともに、町では引き続き監視を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5 番（村上 一君） 次の質問に移らせていただきます。

臭気問題、汚泥問題、風評被害が発生しているが、対応、対策はどのようにしていくのか伺いたい。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

さきの台風 19 号による被害につきましては、東日本大震災及び原発事故からの復興・再生を目指す途上の災害で、大きな追い打ちを受けたところであります。町といたしましては、11月15日に福島県の猪股土木部長に対して台風 19 号に伴う災害に対する要望書を手渡したところであります。

要望の一つとしまして、県北浄化センター周辺の農作物及び住環境の安全安心を確保するために、土壌分析並びに井戸水の水質調査の早期実施と臭気の測定、放射線量調査の定期的な実施を求めたところであります。土木部長からは実施しますと、前向きな返事をいただいたところであります。調査実施することによりまして、安全性が確認できれば風評被害の払拭につながるものと考えております。

町といたしましても、県北浄化センターの周辺対策につきましては、県と連携しまして万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5 番（村上 一君） 臭気問題なんですけれども、現在も汚水が流れてきて、結構今でもにおいがきつい。だからその中で、2日も環境保全会で視察して、みんなの話も聞いたんですけれども、その中で臭気、やはり今でもにおうと、これが夏場になったらと、この対策は早急に進めてもらわないと困るというような話出ていたんですけれども、そういうことに対し早急にやるべきだと思うが、その点伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議員お質しのとおりでございます。来年夏場いっぱいかけまして臭気対策は大変な問題になってくるかと思えます。これについては、県に強く要請しておりますので、対策を講じられるかと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5 番（村上 一君） 次の質問に移らせていただきます。

県北浄化センター浸水により、下水汚染が周辺農地に流出し、土壌が汚染されたおそれがある。土壌調査、さらに土壌改良の措置が必要と思われるが、その所見について伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

土壌調査につきましては、住民説明会においても土地所有者の方から農地の安全を証明してほしいなどと心配のご意見をいただいたところでございます。町としてできることといたしまして、一刻も早く安全であることを確認する必要がありますことから、11月13日に農地等の土壌調査9点、11月20日に井戸水の水質調査1点を地質調査会社に委託し実施したところでございます。分析結果につきましては、間もなく報告がされることとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 農地の土壌改良についてのご質問であります。土壌改良につきましては、作物やまたは個々人の営農に対する考え方もあると思いますので、それぞれ必要に応じて取り組んでいただくものと考えております。実際、土壌改良を行うことになりましたら、必要となります農薬や肥料の購入に対しての補助事業もありますので、ご活用いただければと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 農地なんですけれども、あの辺に20センチから30センチの汚泥がたまっている状態で、実際に掘ってみると、まだ下のほうはまだしけているような状態で、汚泥もある程度撤去してもらわないと困るのではないのかなと思っていますが、その点伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

河川の氾濫等によりまして土砂堆積している箇所につきましては、災害復旧事業で対応したいと考えております。ただし、災害復旧事業につきましても当然条件がございますが、ただいま村上議員おっしゃったような20センチ、30センチというような農地の堆積物につきましては災害復旧事業の対象となりますので、現在その事業について進めるための手続等を県・国と協議をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 次の質問に移らせていただきます。

冠水により甚大な被害のあった農地が伊達市梁川町の住所で24ヘクタールありますが、伊達市との広域連携で対応、対策をどのように図っているのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

滝川の堤体決壊箇所付近から滝川と阿武隈川の合流箇所付近の伊達市梁川町大字二野袋地内の農地についてのご質問と思いますが、伊達市との連携といたしましては、農地の被害状況や土砂撤去などの、先ほど申しましたが、災害復旧事業の進め方につ

きまして情報交換など情報共有を行いながら対応しているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 農地もだし欠下橋ですか、あの辺も二野袋分というようなことで、早急に整備してもらいたいという話あるんです。あの地区が24丁歩が梁川二野袋分だということで、なかなか進まないという話も聞いているので、やはり伊達市とも交渉しながら進めていってもらいたいと思うんです。

最後の質問に移らせていただきます。

県北浄化センターは、町のハザードマップにおいて浸水深さ5メートル以上の想定がされており、洪水浸水想定区域にある。今般言われている地球温暖化の影響によるスーパー台風発生頻度が高まると指摘される中、再度このような事態が発生することは容易に想像される。このような事態を防ぐには、まず滝川堤防の抜本的な改良が必要と思われる。この件について地元の環境を守る会が以前から堤防補強などを要請してきたことであり、遅々として進んでいなかった。滝川は県管理河川であるが、町と県が連携して事業を進めることが重要と思われるが、その所見を伺いたい。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからご答弁を申し上げさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のように、今回の台風19号、大変な被害になっておりますから、減災、それから防災どうするのか、非常に重要な課題かなど、このように思っております。

ご承知のように台風19号によりまして、滝川の破堤ですかね、それから滑川の越水などなどによって県北浄化センターがああいった形で、先ほど話ありましたように、最大5メートルの状況の浸水などもしたということでございまして、これらについてどのように対応していくのか、非常に私は重要な課題だなと、当然思っておるわけでございます。

特に、今ご指摘のように遅々として進まなかったという部分がありますから、滝川の改修、その辺について私もかなり強くすぐに申し上げて、事前から申し上げておったんです。それも改めて、今度は要望というようなことで、滑川も一体だよという話を強くさせていただいておりまして、当然この一体的な整備をやらないと、また同じ結果になるんですね。ですから、それをしっかりとやってほしいということを既に11月1日には国のほうに国土交通省、内閣府はじめ等々に三位一体の改革、国が支援することを前提にして県と町の河川について一体的に整備してくださいよという話を実はパネル、私持って行って、そこでいろいろとご説明をさせてきております。

それから11月15日には土木部長にも全く同じようなことで強く要請をさせていただきました。結果としまして、一応県のほうからは、滝川は当然整備すると、そして一体的に滑川も含めて強く整備をしていきたいと。今、議員お質しのように、堤体を高くしなくてはだめなんですよ。ずっと堤体を高くする、あと底はらいとか、あと木の伐採とか、そういったこともやんなくちゃなんないということで、それも含め

て要望してきていますので、保原土木事務所のほうで伐採とか下の掘り起こしとかも含めてやるという明言をいただいていますので、今後、恐らく事業化が進んでいくんだろうなと思っておりますので、早く進むように、来年度また大きなスーパー台風来るとまた同じ形になるので、そこは私も折あるごとに国・県に行って、いろいろとりサーチしながら対応していきたいなと、思っておるところでございます。

今後、予定される豪雨によって滝川が溢水あるいは破堤しないように、これはしっかりと絶対に二度あってはならないという思いでこれから進めていきたいと思っております。と同時に、議員においても今度環境保全協議会、19日ございますよね、そういった中で今申し上げたようなことも含めて言ってほしいんですね。そういった中で物事が進むという形、私思っておりますので、ぜひ環境を守る会のメンバーもぜひそんなことも含めて、ぜひ県のほうにも強く申し上げて、私自身も当然今、お話ししたってことは申し上げますけれども、住民の皆さん方がこうなんだということもね、町だけがという話にならないように。

手法もおかしいよというお話ありましたよね、浄水の手法がちょっとおかしいのではないのというお話もございましたし、あとは臭気の問題ですよね。臭気がどんどん強くなり、夏になったらどうすんだみたいな話もございましたけれども、そういったものを含めて、実際要望は全てしてはいますけれども、やっぱり住民の皆さん方、さらに強く言ってもらいと、さらに県のほうも意識をするのかなと思っておりますので、ぜひ19日の環境保全協議会ではそういったことも含めて、強く要望していただいて、対応していただくということで議員のご支援、ご指導も今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時11分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

7番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 冒頭に、台風19号でお亡くなりになった方々に哀悼の意を申し上げますとともに、被災された方々に対してお見舞いを申し上げます。一日も早く元どおりの生活ができるようお祈り申し上げます。

令和元年第4回の国見町定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせて

いただきます。先ほど松浦議員が質問されておりましたが、違った観点で質問させていただきます。

内容は、河川氾濫による住宅被災者に対する支援と対応についてであります。

河川の氾濫により地盤が緩み、床下浸水や農作物は甚大な被害を受け、苦慮しながら復旧作業に昼夜取り組んでおります。このような被害状況を見てどのように思われるか、まずお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） 7番渡辺勝弘議員の質問にお答えいたします。

被害状況を見てどう思われるかのお質しでございますが、まずは先般の台風第19号におきましては、関東地方、甲信越地方、そして東北地方などで記録的な大雨となったところでございます。そのため、福島県でも初めてとなる特別大雨警報が発表され、中通り、浜通りを中心に県内各地で土砂災害、浸水被害により甚大な被害をもたらしたところでございます。

国見町におきましても、人的被害はなかったものの、多くの家屋が床上床下浸水し、さらに広範囲にわたり農地が冠水するなど甚大な被害があったところであり、被災された皆様方には改めましてお見舞いを申し上げる次第でございます。一刻も早い生活再建、さらに農地の復旧に向け、町としても全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

さらに、今回の被害の状況を鑑みますと、直接的な原因は滝川等の氾濫決壊によるものでございまして、このことは中小河川の脆弱性が露呈されたところでございます。まずは気候変動に即した早急な河川の整備が必要であると考えているところでございます。

さらに、河川整備などの治水対策を進める一方、水害リスクを地域と再度共有し、洪水は必ず発生するものとの認識を持ちまして、逃げおくれに人的被害をなくすなどの防災対策、または減災対策の重要性を改めて痛感したところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言いましたように、確かに被害が拡大をいたしまして、早くから防災無線を利用しまして、町民にお知らせをして、小まめに放送したことにより、避難所を開設したことで人的被害がなかったことは不幸中の幸いだと思っております。

しかしながら、河川改修したにもかかわらず河川の氾濫が起きてしまったということに関しては、予想外の事態だったのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

河川の氾濫が想定外の事態だったかのお質しでございますが、先般の台風第19号におきましては、阿武隈川流域各地で24時間雨量が200ミリを超えまして、さらに白河市におきましては371ミリを観測するなど、県内各地で観測史上1位を

記録したところでございます。そのため、阿武隈川の水位が観測史上最高を記録し、河川整備計画の基礎となる計画水位を超えるなど、まさに想定以上の降雨によりまして、阿武隈川本流とその支川の氾濫を及ぼしたと認識しているところでございます。そういった意味では、あつてはならない事態が発生したと認識しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そのように想定外の被害だと、想定外の事態だったということで想像できますけれども、河川の氾濫は起きないだろうということで慢心をして、一次避難をためらったというか、様子を見ているということがありました。しかしながら、河川の氾濫は実際に起きてしました。

そこで、床上浸水になった方々に対して避難情報は十分だったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

避難勧告が十分であったかどうかのお質しでございますが、町におきましては人命第一を念頭に、河川氾濫想定区域を含めまして、危険度合に合わせ、避難勧告、避難指示など、避難行動を促すための避難情報の発令に努めたところでございます。さらに、地元自主防災会を中心に避難の呼びかけ、さらに災害発生の危険が迫る中、地元の消防団が懸命に各家を周り、避難の呼びかけ、誘導を行ったところでございます。

そのようなことを含めまして、町からの避難勧告などの避難情報を町民の方々がどのように受け止め、どのような避難行動をとられたか検証することも重要であると考えておりまして、その検証を踏まえ、今後起こり得る災害に向け、いわゆる逃げおくれゼロを目指すための方策を模索してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 行政としては十分な公助をしていると思っておりますけれども、今後も消防団との連携をとりながら、災害に対して町での防災訓練をやっていただければと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

今回被害に遭われた方に対しての住宅再建のためにさまざまな制約があり、住宅再建が困難になったり、あるいはそこを止めて町外に再建を求めて転出にならないように特別な処置を講じるべきだと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

住宅再建に際して特別な措置というお質しでございます。先ほど被災された方々と個別に相談していることを答弁させていただきました。この相談の中で、建てかえを希望している方、さらには検討している方、それぞれ相談を受けているところでござ

います。その中には、具体的な場所の選定に始まった方もいれば、適当な場所が見つからないといった悩みのお話についてもお受けしているところでございます。

新たに住宅用地を確保する上で課題になりますのは、都市計画法上の開発と農地の転用の問題があります。いずれにしましても、本人のご意向に沿うような形で、今後とも相談を通じて被災された方々に寄り添った形で対応を進めていきたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） こういった農地転用のことがありますけれども、市街化調整区域の開発においては、3月定例議会において、先ほど建設課長がお話ししましたような説明をいただき、今大変厳しいものだと、難しいものだと伺っておりますが、今回の災害復旧のためであると考え、今までの考え方とちょっと違うのではないかというところで、もうちょっと制約というか、その部分を緩めるというか、改善できる部分があるのか、その辺はどう考えているか、聞きたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

ただいま相談を進めているということでご回答させていただきましたが、今回被災された方につきましては、市街化調整区域にお住まいの方で、なおかつ幸い農家要件をお持ちの皆さんでございます。都市計画法上において、農家住宅としての建設については認められていることでありますので、市街化調整区域に住宅を建てたいといった場合についても、都市計画法上においては対応できると考えております。

ただ、いずれにしましても農地法の転用に係る場合、さらには道路接道上の建築確認上の問題については、これは条件としてクリアをしなければならない問題ですが、建設については円滑に進むと考えておりますので、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 住宅再建というか住宅を作るということは、やはり莫大な借金を背負い、それを払っていくこととなります。資金の補助金が国からあるのなら簡単にできるとは思いますがけれども、自己資金でそれをやっていくんだということになれば支援していくことが必要だと思うんですけれども、その点に関して、改めて課長にお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 今回被災した方については、災害見舞金をはじめ被災者生活再建支援金、これは全壊であり、新たにうちを建てかえるというところと最大300万円というような形の支援金になります。さらには生活救援支援金貸付金制度、限度額が350万円となっておりますけれども、これだけ国の制度がございます。国の補助金をあてにしないというよりも、これらの制度をうまく活用できるような形で支援していきたい、アドバイスしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） また同じことになるかもしれませんが、優良な農地の保全や自然環境の維持のために制約があるということは十分理解できますが、被害者の立場になって、一日でも早く元どおりの生活を送りたい、行政としては送ってもらいたいという気持ちがありますから、そういう部分に関してはぜひとも検討すべきと考えますが、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ただいま優良農地の保全の部分についてのご質問であります。被災された方々が住宅の再建を考えている場所が農地である場合につきましては、原則として農地転用の手続、農振農用区域内であれば農業振興地域整備計画の変更の手続が必要となります。

しかしながら、今回の台風等の被害につきましては、激甚災害としても指定されておりますことから、農地転用などの特例措置の有無などにつきまして、県に相談を行っております。しかしながら、手続の簡略化などの取り扱いにつきましては、困難との考えが示されているところであります。

しかし、今後とも被災された方々の状況を踏まえまして、住宅再建に向けた対応が円滑に進むよう、引き続き県などとも相談、要望などを行っていきたくと考えております。

以上、農地の部分についての答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 関連して、私のほうからもご答弁させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

今、土地規制の問題です。農地法の問題とか、あるいは土地区画整理関係の問題とか、法に基づく関係であるとなかなか厳しい面が当然あるということ、これは誰でも十分ご承知のことだと思います。法のクリアをどうするのかということをやらなければ、当然そこに行き着かないということ、それは十分ご承知かなというように思います。

ただ、今回は私も全部被災された方々のエリアをちょっと見てきたんですけれども、いろいろお会いしまして、お話ししてきましたけれども、その中にこういう事例もあるんです。実は家が下のほうにあって、高台に自分の農地、同じエリアで持っているんです。そこに移転したいみたいな話もあるわけです。全く同じエリアなんです。ですから、同じエリアで、しかも非常に近い。高台に大体10メートルぐらい、そういったケースとか、いろいろあるんです、実際見てきますと。あとは、浸水したところから全体的に共同で移転したいみたいな話なんかも承ってきたりとか、いろいろあるんです。

ですから、法律の問題はクリアしなくちゃならないんですけれども、一律的にどうこうではなくて、ケース・バイ・ケースで検討していくことが必要なのかなと。今回の場合、特に台風19号の被害は激甚災害に指定されていまして、そういったことに

よって法を動かす場合も当然あるわけですから、可能なかどうかも含めて、ケース・バイ・ケースでご相談を受けた場合は、国・県等に要請といたしますか、協議調整をします。入り口で、法律でだめだということではなくて、相談を受けた中身について十分国・県と協議をして、スピーディーにできるのか、あるいは時間がかかるのかといういろいろご判断していただけたらと思いますので、そういったことを踏まえて、町民に寄り添った対応といたしますか、土地規制、確かに大変難しいです。土地の規制をクリアするというのは本当に一番難しいことなんですけれども、今回の激特の関係で何かあるのかなということも含めて、今後県・国等々へ出向いて、その辺を調査、調整をしながら、何かあるものであれば、そこにチャレンジをしていくということも私、必要かなと思っています。

こういった台風があったときに、一律に何でもだめだということでは私はないと思っているので、その辺は関係課長のほうにも指示しまして、それを十分聞いて、そして十分調整して、できないものはできないですから、できるものはやっぱりお互いにやっていこうよという話をさせていただいております。そんなことで、ケース・バイ・ケースでしっかり相談を受けて対応してまいりたいなど、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長からそのような今の状況とこれからの状況を聞き、大変ありがたく思ひます。被害者の皆様が一日も早く元の生活に戻れるように、最大限の対応策を考えていただきたいと思ひます。

では、次の質問に移ります。

被災者の方々は早急に復旧するために、片づけに時間をかけていたという状況にあったと思ひれます。そのことを考えると、やはりボランティアの方々の協力があればよかったのではないかと思ひのですが、参加しやすい、わかりやすいボランティアの構築が必要であると思ひますけれども、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答ひいたします。

台風19号による被災に遭われた皆様については、泥の撤去でありますとか畳の廃棄、壁や柱の清掃、家具等の片づけと、身体的にも精神的にも大変なご苦勞をされております。町としましては、災害ごみの搬出や消毒作業など、できるところから便宜を図ってきたところでございます。

ご質問のボランティアの構築との件でございますが、従前からボランティアセンターは国見町社会福祉協議会が運営をしておりますして、通常時は福祉ボランティアなどのコーディネートあるいはマッチングに取り組んでいただいておりますのでございます。

ただ、今回の台風19号による被害はいわき、郡山、本宮、伊達など広範囲に及び、さらに長野、千葉、宮城など10県で被害が出るなど、これまで経験しない広域的な

被害をもたらしたことから、単独での災害ボランティアの募集には至らなかったものと理解をしているところでございます。

しかしながら、町内では被災された地区の町内会がその地域力を発揮して片づけ作業と一緒にあたっていただいたと聞いてございます。これも立派なボランティアなのだなど、地域のきずなだというふうに考えてございます。加えれば、被害を受けた地区以外の地区から支援する等の動きが出てきたら、防災力も一層上がるものと考えております。その意味でも、町内会の横の連携でありますとか自主防災組織の連携について期待をしたいというところもございまして、町としても、社会福祉協議会とも意見交換をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、保健福祉課長が言われておりましたように、今回の台風被害におきましては、近隣市町村というか、特に梁川町なんかは私どもと比べ物にならないぐらい甚大な被害があったということで、やはりボランティアを要請するのは大変難しかったなど。むしろ、やらなくても自助、共助という部分で皆さんがやってくれたと思うんですけども、先ほど申しますように、自助、共助、公助という関連から申しましても、ボランティアをやってもいいという人は町民の中にはいらっしゃると思うんです。そうした場合に、町民に募ることもあってもいいのではないかなと思いますが、その点について再度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、町内会の連携あるいは自主防災組織の連携など期待するところもございまして、災害ボランティアについては町の内外を問うものではございませんので、災害ボランティアの募集にあたっては町内を対象にしても問題のないものと考えてございます。

先ほど申しましたように、災害ボランティアセンターの設営については社会福祉協議会が担当するということになるかと思っておりますので、社会福祉協議会とも十分意見交換をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 災害に対しましては、今後も起こり得ることです。共助というのを考えなければ、ボランティアも必要であると思っておりますので、その点を考えて、社会福祉協議会がボランティアの窓口となってくれるのであればぜひともその辺を十二分に、そしてわかりやすい構築ができるようお願い申し上げます。

では、最後の質問に移らせていただきます。

国見町にとって未曾有の水害でありましたが、今後も起こり得る可能性が十分考えられます。今後の対応策について、町長は国・県に要望を訴えていったと思っておりますけれども、この町を、安心・安全なまちづくりをどのように考えていくのか、その点に

ついてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

ご案内のこの台風19号、本当に大きな大きな被害になったということでございます。そういった中で一番は、今回の台風、特に国見町のことで申し上げますと滝川の堤体の破壊、それから滑川の越水等々によって、県北浄化センターはじめとするエリアがほとんど浸水してしまったということ。このことが非常に大きいことであったのかなど。あと、住宅の浸水もございました。農作物の浸水もございました。いろいろございます。

ただ、滝川堤体改修という話を、私も県のほうにはいろいろ申し上げておったんですが、結果的に、先ほど村上一議員のご質問のように、そういった結果になってしまったということは私自身も非常に残念です。県には、はっきり言ってかなり強い声で申し上げさせていただきました。これは私の強い思いでございましたので、あそこのエリアは私も生まれ育ったところでもございますし、そんなことを強くお話をさせていただきました。したがって、私、副知事と次の日、すぐに協議させてもらいましたし、あと知事のところにもすぐ行きました。何ですかという話をさせていただきました。

ですから、そういったことをまずスピーディーにさせていただきましたし、あとは、これ最終的には、この堤体の整備等々については国の予算がないとなかなかできないんです。かなりの金額かかります。これは国に要望しなくちゃならないだろうということで、実は11月1日には国に、いわゆる三位一体と私、申し上げました。阿武隈川と滝川と滑川を三位一体でやらなければだめですよという形で、実は強く申し上げさせていただいたということでございます。県に対しましても、とにかく滝川と滑川を一体でぜひ整備をお願いしたいということで、これは強く要望させていただきました。

恐らくそういうことで、先ほど村上一議員にもご答弁申し上げましたように、県のほうでも早急にこれは対応していただけるものと考えておりますので、随時リサーチをしていくということで、ぜひ対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

もう一つは、今回私、国・県関係、かなり数多く行きました。そして、いろいろ情報も得ました。その中で、国の復興関係の副大臣とか政務官とかそういった方々が異口同音に言っていたのが、やっぱり国土強靱化ですよと。県の強靱化、町の強靱化ですよと。これしっかり計画作ってくださいよと。そうしますと、国も支援しますよというお話が異口同音にございましたので、この国土強靱化対策、町としての計画づくりにしっかりとチャレンジをして、河川、そして道路、いろいろな面で整備促進に対応していくことが必要なのかなと考えています。

ソフト面も、消防力の向上とか、そういった面も対応できることになっているんです。ハード面のみではないんです。ソフト面でのさまざまな対応もでき得ると。いわゆる計画に盛り込んで、要請して、国・県から了解いただければ、そういったことも

可能であるという中身、マニュアルにもそういう形で示されておりますので、それに従って町としての一つのスタンスを国・県に出すということです。そうすると、ハード、ソフト両面でのさらなる整備が得られるものと私思っておりますので、できるだけ早急にこれは計画づくりをして、チャレンジをして、安全・安心なまちづくりにさらに対応していくということが必要なのかなと思っております。

今後、この件に関しても、国・県には要望するようにはしていきたいと思っております。そして、12月に県に行く予定組んでいますので、そういったときにもこの件についてはいろいろと懇談をしながら、町としての対応策の方向づけというものを話し申し上げて、ぜひ前に進めていく。

今回の台風、これ以上の台風が本当に今度想定されます、間違いなく。実は土曜日も台風崩れがちょうど来るんです。12月にも。何がどう起きるかわからない。

ですから、早目早目になるべくそういった計画づくりをして、安全・安心を担保していくということ、これはもう欠かせないのかなと思っております。それについて強く私もチャレンジして、今後対応していきたいなど、このように思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町民の方も安心できる部分がたくさんあると思います。近隣市町村よりも早く行動いたしましたして、被災者の方々が元の生活に戻れるように最大限の努力をしていることが理解できました。今後の行動力に期待を申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、10番浅野富男君。

10番浅野富男君。

（10番浅野富男君 登壇）

10番（浅野富男君） はじめに、台風により被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、令和元年第4回議会定例会での一般質問であります。

近年の自然災害は人類社会に甚大な被害を及ぼすことが多くなりました。強風被害、豪雨災害、突風や竜巻、そして異常な高温、干ばつなど、数十年前には考えられないような被害が発生しております。このような現象は、一つには温暖化の影響として考えなければならないことは十分にあると思われるところであります。温暖化を止めることは世界的規模で議論をされるべき重要な課題であり、人工的に作り出した現象であることから、前向きな議論であってほしいと考えているところであります。このような中にありまして、私たちはどのような対応、対策が求められるのかということになるかと思っております。

まずはじめに、台風15号では千葉県などで暴風による災害が発生したことが報道されました。土砂災害、水害などに対するいわゆるハザードマップは周知をされているところでありますけれども、暴風に対する対策は現時点ではどのようなことになっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） 10番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

まずは、町で作成しておりますハザードマップにつきましては、直ちに命の危険を及ぼす災害でございます土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を示してございまして、暴風による被害想定区域につきましては、地域の地形の特性によるものではなく町内全域にわたるものと考えておりますので、ハザードマップにつきましては示されていないところでございます。

しかしながら、暴風による被害を想定いたしますと、家屋の損壊、飛来物による人的被害、農産物等では果樹の落下などが考えられるところでございまして、さらに電力などの社会インフラがダメージを受けることも想定されるところでございます。町では暴風警報が発表された場合、防災行政無線によりまして不要不急の外出を控えるよう、また農作物の管理などを呼びかけているところでございます。

さらに、平成30年5月に、大規模地震及び台風などの災害発生に伴い大規模停電が発生した場合に迅速かつ円滑な電力復旧を図るため、東北電力株式会社と災害時の協力に関する協定を締結し、災害へ備えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 10番浅野富男君。

10番（浅野富男君） 暴風に対する災害でありますけれども、今回千葉での暴風被害が大きく報道されまして、その後この風対策ということが今後の対応ということで、国のほうでも話題といいますか政策的な課題ということになっている状況であります。自治体段階でどこまでできるのかというのは今後の国の対応待ちかなと思っております。

さて、今回の台風19号では土砂災害危険地帯とされているところに避難情報が聞こえているかどうかかねて、防災無線に従って避難することについての連絡を行ってみました。そこで返ってきたのは、どのような準備をして避難したら良いのかという返答でした。避難所を開設した場合に行政として実施すべきこととはどのような内容になっているのでしょうか。また、避難された方に対する対応についての決まりごとなどもありましたらばお答えいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

避難所に持ってくる物でのお尋ねの件もあったということでございますが、私ども浅野議員の質問事項を見たときに、基本的に避難所の目的であるとか事務的な手続であるとか、そのようなところについてのご質問かということで準備をしておりましたが、よろしいでしょうか。

避難所の目的の一番は、やっぱり第1に避難者の安全を守ることということに尽きるかと思っております。さらに、基本的な対応の流れでございまして、まずは避難所開設の準備として、避難する部屋の確認、避難所に備えられた物資、救護バックあるいは燃料、防災倉庫からの運び出しの動線の確認などを行っております。開設後、

避難されてきた方には避難所の受付にて住所、氏名、連絡先、避難所に来た時間を記載していただき、その後落ちついてから、職員が聞き取りによりまして避難者カードを作成するというようにしてございます。この避難者カードにつきましては、保健師等の専門職の介入が必要か否かをあらかじめトリアージ、順位づけするために行うものでございます。

その後、避難勧告等が発令されれば、私どもでは毛布あるいは食料を準備し、随時配布をすることとしてございます。定期的に本庁舎に待機している保健師も避難所の巡回をすることとしてございます。また、体調のすぐれない方がいれば、待機している保健師がすぐに対応に当たるということとしてございます。

以上が基本的な流れということになってございますが、台風19号の際には、避難された方の中に酸素吸入が必須の方もいらっしゃったので、個室のある文化センターに移動していただいたり、避難指示が発令後には寝たきりの方が避難をするということで、国見の里に緊急の福祉避難所を開設いただき、搬送などについても対応したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 今、福祉避難所というか、国見の里に避難された方もいらっしゃるのお話もありましたけれども、この避難所での生活は集団的雑魚寝、それからプライバシーの無配慮、そして占有スペースの狭さ、寝食同室あるいは着がえスペースなしなどなどの環境にさらされるということになると思います。ただいま答弁にもありましたとおり、持病を抱える人などはもちろん大変だと思います。健康な人でも精神的ストレスがたまり、体調を崩すことが多いような環境にあると思います。

このようなことは避難行動を敬遠させることにもなると考えられます。今回、先ほど申しました危険地帯のところに連絡をいたしましたらば、そういった不安もあるのかなという雰囲気でも返答いただいたところでもあります。いわゆるこの想定外が頻発されることが予想される中にありまして、避難所のあり方についても検討が必要なのではないかと考えられるところでもありますけれども、そのあたりではいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

避難所における生活をする上での必要なものであったりとか、生活を過ごしやすくしていただくということはすごく大事なことでございまして。ただ、この災害での避難所の開設の部分につきましては、発災からの時間的経過があるかと考えています。発災からやはり1日、2日の部分については、これは緊急的な避難の場所ということになりますので、まずは避難所に来ていただいた方に安全に過ごしていただくということが主な主眼ということになるかと考えてございます。

その後、2日目、3日目以降、長期になるということにつきましては、これは東日本大震災の経験もありますので、例えばプライバシーを守るための仕切りでありますとか、簡易的な段ボールのベッドでありますとか、そのようなものの準備に入ってく

ると理解をしてございますので、発災からの時間の経過に従って避難所のあり方も変わってくるということで考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 長期になった場合ということで答弁がありましたけれども、長期になった場合、どんなものを準備するかということについては自治体で判断するというようなことになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

長期にわたった場合の準備できるものについてというところでございますけれども、基本的には自治体での判断ということになるかと思っております。ただ、国見町におきましては、簡易ベッドと仕切りの準備をしているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） そうした準備も必要となるということで、3番目の質問となりますけれども、こうした災害への対応する上では、今申されましたとおり器材等あるいはベッドとか、そういった備品も必要となると思います。総合的に備品の準備あるいは人的な対応ということを考えて場合に、今の職員で十分と考えられる状況になっているのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

一般的に、町におきましては地域防災計画に基づきまして、災害発生時におきまして避難所を開設し、避難者の受け入れ、給水、給食などの救護措置を行っているところでございます。町職員につきましては、避難所におきます維持・管理の責任者として配置しているところでございまして、限られた人員の中での配置でございますので、災害規模によっては多くの方が避難する場合も想定されるところでございまして、そのため避難所運営に支障を来すことも想定されているところでございます。

そのような場合におきましては、当然町職員では避難所運営が困難となる場合がございます。避難所運営につきましては、共助の部分での町内会あるいは自主防災会等の協力が不可欠ではないかと考えているところでございます。先般の台風第19号におきましては、地区によりましては各自主防災会が積極的に避難所運営に協力していただいたところでもございます。

職員体制が十分と言えるかとお質してございますが、その時々々の災害の状況、さらに各避難所の運営状況に応じまして、職員、町内会、さらに自主防災会が相互に連携し、対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 国の統計によりましては、土木及び農林水産業担当の地方公

務員の数が減少しています。1998年と比べて2017年の数値では、市町村では土木職がマイナス26.2%、農林水産業ではマイナス38.5%となっております。要因については、国の経済政策あるいは財政政策などによりまして、自治体での対応が困難になっていることにあると思っております。このような状況下に置かれている中で、災害の種類にもよりますけれども、十分、不十分を判断するような基準等は示されているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

判断する基準ということですが、災害におきましてさまざまな種類があると思います。また、災害の規模、影響範囲、避難される方々の人数などさまざまであると考えられるところがございます。同じ災害は二つとないと言われておりますことから、十分、不十分の判断基準につきましては、その時々々の避難所の運営が円滑に行われているかどうかというところではないかと考えているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） そのときの状況によって、十分なときもあるし、不十分なときもあるということになるかと思っておりますけれども、ただいま私が申し上げましたとおり、職員数がここ減らされているというのが現状かと思っております。そうした中で、先ほど共助、それから自主防災会の助けをかりたいということもありますけれども、このような中での防災対策、本当に国のほうにも現状はこうだよというようなことはぜひとも声を出していく必要があるのではないかなと思っております。

5番目の質問に入ります。

多数の人的な災害の発生となった場合には、医療機関が果たす役割は重要な部門とされることになると思います。本町には公立病院がありますが、その位置づけとはどのようなことになっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

大規模災害発生時の医療救護の関係でございますけれども、これは町の地域防災計画の中に公立藤田総合病院を位置づけをしております、例えば大きな災害があっても医療救護が必要な場合には、当然連携しながらその対応をしていただくということを実は明記させていただいております。

現実には、もしかして浅野議員ご承知かもしれませんが、東日本大震災の際、公立藤田総合病院が全面的に診療ストップして、あそこにテントを設けて、わかるかと思うんですが、トリアージ、大丈夫だよとか大変だよというところまで5レベルでいろいろ色つけてやるトリアージというのがあったんですけども、それなんかもしまして、実は町民含めて、町民のみではなかったと聞いていますけれども、いろいろな方々の対応をその際には実際行った、そういった実績も当然あるということでございます。

それよりもさらに大きい、町として対応できない場合、公立藤田総合病院でもう対応し切れないよと、まだまだ大変になりますよといった場合には、今度は制度の中に日本赤十字社の救護班の派遣の要請もできることになっていて、この前の東日本大震災におきましては、日本赤十字社でのさまざまな対応を实はさせていただいておりますし、要請もできるということになっております。地域防災計画の中には2点明記をされておるといこととでございますので、もし何かあった場合にはまず公立藤田総合病院、そしてまた対応できないときは日本赤十字社までも要請をして、いわゆる医療救護班を派遣していただいで対応でき得るといような制度になっております。そういった制度を円滑に活用しながら、国見町の傷病者に対する対応をしっかりとやっていくという形になっているものと、このように考えております。発生しないほうがいいわけでございますけれども、もし発生した場合には、そういった対応をしっかりとやらさせていただきますと、考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 答弁にもありましたとおり、このようなことはないにこしたことはないこととありますが、一定程度の連携ができていといことと、まずは被災者に対する対応はできるのかなと考えておるところであります。

最後になりますけれども、本町には被災者を援助するどのような制度があるのでしょうか。また、そのためにはどういった手続が必要となるのでしょうか、お聞きしたいと思ひます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

町単独での援助とのお質してございますが、産業振興あるいは建設といつたそれぞれの分野については、それぞれのところでの支援がござひます。私どものほうからは、町民へのといこととでの答弁をさせていただきます。

町単独での援助につきましては、罹災救助給付金の支給といつたものがござひます。水害や火災などで全半壊、床上床下浸水された世帯にお見舞金として支給をする制度といこととになります。罹災証明を取得していただければ被害の判断ができますので、特段の手続を必要としないものでござひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 本当にこつたことはないほうがいいといこととでありますけれども、一定程度の支援は必要となつてくるのは当然かと思ひますので、より充実した支援ができるような対策を講じていただくことを申し上げまして、質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時まで休議いたします。

（午後1時50分）

◇
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時00分）

◇
議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

最後に、2番佐藤 孝君。

佐藤 孝君。

（2番佐藤 孝君 登壇）

2番（佐藤 孝君） 通告いたしました2点について質問いたします。

冒頭、さきの台風19号により、国見町も住居をはじめ公共インフラ、農地、農産物に大きな被害が出ました。この災害により被災されました皆様にお見舞い申し上げたいと思います。

私も10月16日に川内の新割地区に入りまして、半日だけでありましたが、大震災3カ月のボランティア活動を思い出すような作業を行ってきたところでありまして、その被害の大きさに痛感をしたところでもあります。一日も早い復旧事業をはじめ、被災された方への支援対策について、町としてさまざまな施策の実行をお願いするものであります。

最初に、前回の議会で時間がなくて質問できなかった点を質問いたします。

ふるさとを離れ、全国各地で活躍をされております国見出身者、あるいはゆかりのある方々はたくさんいらっしゃいます。国見を離れていても、常にふるさとの家族や、あるいは親戚、友人たちを思って、豊かな自然、人の温かさを脳裏に浮かべながら生活をしている方ばかりだと思っております。その方々を激励し、そして国見を応援していただくことを主たる目的と始まったのが平成26年11月に開催いたしました東京くにみ会だったと理解をしております。

5年を経過したことし、なぜか開催がなくなりまして、7月に仙台で開催されましたふくしま国見Dayとして衣がえをいたしました。私はこの2つの事業は性格が異なるのではないかと考えていますが、共通点と相違点について伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 2番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

東京くにみ会とふくしま国見Dayの共通点と相違点についてのお質しでございますが、まず共通点といたしましては、交流人口、関係人口の創出による町への来町者や特産品の購入者、さらにはふるさと納税者を拡大していくことを主目的として実施しているものでございます。

一方、相違点でございますが、東京くにみ会につきましては、ふるさと国見町を離れ、首都圏域に在住している出身者や、さまざまな事業によって新たにかかわりを持ち、国見町とのおつき合いがある方々などを多方面からご紹介いただき、改めて国見のよさを再認識していただきまして、ふるさとへの思いを強く認識していただく意味

で参加者を募り、実施してきたイベントとなっております。

これに対して、ふくしま国見Dayにつきましては、道の駅開業後、道の駅国見あつかしの郷、くにみもたん広場、そして例年行っております義経まつりなどのイベントへの宮城、仙台圏域からの来町者が多くなっていることを踏まえ、国見町の知名度アップ、さらなる来町者の拡大を図るために、宮城圏域に特化したプロモーション事業の一つとして実施したものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 事業を通じて国見への応援、それから国見のPR等の基本的なスタンスは同じだということについては理解をしております。しかし、この事業展開にあたって、大きな点で相違すると思っております。

東京くにみ会は、一言で言えばゆかりのある方が中心で、応援するというのと応援してもらうという目的、意味合いが同じだと思っておりますが、しかし一方で、ふくしま国見Dayについては、道の駅等に来ていただいている方が仙台圏、宮城圏に多いと。今後の集客ターゲットとしての、言葉は適切かどうかわかりませんが、いわばお客様感謝フェアの要素が強くて、今後の種目的が全てではないかと、このように認識をしております。

そこで、この2つの事業、それぞれの参加対象者、そして参加者数、旅費を除いた総額、それから会費の有無、あわせまして、仙台開催のふくしま国見Dayの参加者の絞り込み方法をお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

まず、東京くにみ会についてでございますが、これは平成30年度の実施でございましたけれども、町からの参加者も含め約200名が参加しております。費用が約174万円、会費は無料となっております。周知の方法につきましては、郵便による案内ということで実施をしたところでございます。

一方、ふくしま国見Dayについてでございますが、参加者数は、町からの参加者も含め約130名、費用が約113万円、会費は同じく無料。周知につきましては、新聞広告、記事により広報を行ったところでございます。

なお、参加者の絞り込みにつきましては、応募者約600名超に対し、抽選により90名を招待したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） かなりの1人当たりの単価だと思います。この点は後で質問したいと思います。

今の答弁で、いわゆるふくしま国見Dayでの事業は宮城県を中心として新聞広告での周知だった、絞り込み方法も抽選で行ったという答弁であります。言い方を変えれば、参加者対象のほとんどが一般消費者だということになると思います。

一方で、東京くにみ会は町内会の回覧など広く町民に呼びかけをしたり、あるいはゆかりのある方々にこの案内状を送付したりという幅広い呼びかけを行ってきた経過があると。東京くにみ会についてはようやくその存在などについても知られ始めまして、各年度の参加者が自ら参加者を募る、参画をしていくという経過もあったと認識をしております。

まいた種がようやく芽を出して大きく成長するスタートラインについた。これから第2弾、次のステップアップ、つながる段階にきていると思っております。それらの成果の一つとして、町長はじめ皆様繰り返しおっしゃっておりますが、ふるさと納税の実績のアップもあると思っております。遠くふるさとを離れ、関東圏で活躍をして生活している方がいたら、応援の意味合いも強いわけでありますから、再開の期待も大きいと聞いております。中断した背景、そして次年度以降の再開方針がどうなのか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

東京くにみ会につきましては、国見町の魅力の発信、それから町としての知名度のアップ、さらにはいろいろとお話ございましたように、国見出身、国見にゆかりのある方々を中心にふるさと国見町への思いを再認識いただくということで、私も東京に住んでいたという経過などもございますので、ぜひそういった思いを強くしてまいりたいといった思いで実は5年間、継続的に実施をしてまいりました。

しかしながら、今年度につきまして残念ながら中断をいたしましたということでございますけれども、この中断の理由でございますが、私も5回、会議に、イベントにお邪魔し、それからさまざまな方からいろいろと情報をいただいております。いつまでも今やっているようなイベント方式でやっていくのがいいのかどうか、あるいはいわゆる本来の、今各町等々でやっているふるさと国見会みたいのを立ち上げて、そこで継続的に5年、10年ずっと続くくらいな形にしたらいいんじゃないかとか、いろいろ今お金の話出ていますけれども、全く復興、きずなの視点ではなくて、やはりふるさとを思うという気持ちで、どちらかという与会費制でやったらいいんじゃないかとか、さまざまな意見を実はいただいております。そういったことを総合的に検討したいという思いで、実は今年度は一時中断をさせていただいたということでございます。

今後につきましては、私も本当に先ほど申しましたように5回ほどお邪魔して、あるいはいろいろな方とお会いして、ふるさと国見を思う思いというのは非常に強いなという思いを強くしておりますので、今後の再開につきまして、開催手法、会費制の問題とか、あるいはどういった方式、イベント方式がいいかも含めて、現在いろいろと検討させていただいておるということでございます。

いずれにいたしましても、国見を思う気持ち、それから国見町の知名度アップ等々いろいろな面を総合的に判断しながら、やはり（仮称）東京ふるさと国見会的なものを立ち上げて、今後継続的な形で長く実施できるような、そういった組織体を作って

前に進めていく必要があるのではないのかなと、このように考えておりました、今後予算編制に向けてしっかりこの辺のことをベースにしながら枠組みづくりをやってまいりたいなど、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今るお話がありましたが、別の背景として、5年の補助事業が終わったと。そのために中断をしたという話も実は伺っております。今、町長答弁、今後町が関与する度合といいますか、それらも含めて具体の検討を始めるという明確な答弁がございましたので、次年度開催に向けた対応を早急をお願いしたいと、このように思います。

自主的な組織として（仮称）東京くにみ会というものを発足させたいとの議論もある。それから、町が主体的になって開催していくという考え方も、これ当然一方であるわけであります。いずれにしても、参加される方が、あるいはゆかりのある方々を激励して、そして国見への応援を促すこと、これも大事な目的でありますから、関東一円に対象を広げるなど、今後そういう検討も課題として残っているのではないかと。また、他の地域での事業展開、これらの有無を含めてぜひ十分検討いただきたいし、企画情報課長の幅広い人脈、それから識見でさまざまな検討をしてほしいと思います。現時点で事務局の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

結論から申し上げます、ただいま佐藤議員がおっしゃられたとおり、東京だけではなく関東一円における出身者の会を検討しているところでございます。関東圏、言うまでもなく東京、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、神奈川、山梨と8県でございます。人口は4400万人、日本の人口の3分の1の人が住んでいる、下衆な言い方ですけども、要は大きなマーケットになってございます。それをターゲットにした施策の展開は必須であると考えておりますし、ふるさと国見の魅力を十分に知っている出身者をきちんと組織化した上で国見のよさをPRしていただくことや、まちおこしへのご協力をいただいたりすることが、今後の交流人口の増大につながるものと考えておるところでございます。

さらに、その知己を広げてさまざまな国見町応援団をふやしていく。人口は減少しますが、その分多くのつながりを持ち、さらにはそれをつてに人材の育成や経済の交流などを図っていくことが重要であると考えているところでございます。

加えて、国が今施策として推奨しております企業版ふるさと納税などの制度もございます。国見町に投資をしていただく首都圏の企業などとの連携も強化をしていくことも大事なことでありと考えておりますので、そういった方々には国見町を応援する準会員の位置づけすることも必要になってくるのだろうなと思っております。

プライベートな話になりますけれども、町と協定を結んでおります北海道ニセコ町がでございます。町長と知り合いで、ニセコ町のふるさと会議に一度、懇親会に参加さ

せていただく機会がございました。そこの会長が大変すばらしい方でございまして、この方は東京でございませぬ、我孫子市に住んでいらっしゃる。ニセコ町もやはり関東一円から30名ぐらいの会員の方でしっかりとした活動をなさっておりますし、町が東京でやるイベントにも積極的に参加をされているような状況も見てございますので、そういった活動を参考にしながら何とか組織化を図っていきたくて考えておりますし、東京に暮らしている方々、また東京以外の方々もたくさんいらっしゃいますので、そういった方々を含めて組織化を次年度までには整理をさせていただきたいなと思っておりますのでございます。

なお、他の地域での事業展開ということでございますが、今までいろんな形で関係のあったところを軸に、事業の内容は別にしても、緩いつながりといいますか、そういった関係を構築していくことは必要かと思っておりますので、その辺につきましては、別途交流連携事業の中で取り組めるものについては取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、在住者をつなぐのは国見町に住んでおられる家族、親戚、友人、知人の皆さんであると考えておりますので、佐藤議員におかれましても、妹さんや娘さん、そのほかのご親戚の方にも、ぜひ組織立ち上げの際にはご協力いただけますようにご助言をよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） さまざまな自治体で今いろんなことをやっていますから、当然情報も多く集まっていると思います。ニセコ町をはじめ関係する自治体、それからモデル的にこういう東京何とか会というものがあれば、それを参考にしながらいろんな形で、あるいはいろんな角度で議論を深めて、ぜひ令和2年度の予算編制はもう始まっていますから、難しければ令和3年度からぜひ再開をするような方向で具体的な検討をお願いしたいと思います。

先ほど、ふくしま国見Day、仙台開催は、参加対象者に制限がなくて、600名の申し込みあって90名に絞ったという答弁がありました。道の駅に来るお客様の4割が宮城ということになれば、そこを攻めるのは当然の流れだと思っております。ただ、その場合に町が主体で進めるのか、あるいは道の駅に来てほしいというのが一義的にあるならば、国見まちづくり株式会社が主体とするべきなのかによって、この事業の中身ががらりと変わってくると、このように思っております。

仙台での話であります、参加者、無料でホテルでいわば飲み食いをする。この金だけでも大変な金額になるわけでありまして。先ほどの課長答弁で明らかになっております。これ全て税金から支出されているわけでありまして。言葉悪いんですが、過剰な接待だと受け取られても仕方がないのではないかと考えています。商活動が主たる目的だと、その印象が強ければ、仙台で行う事業については、やはり一義的には国見まちづくり株式会社が行うべきなんではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

道の駅が主体にということのお質しでございますが、先ほども申し上げましたとおり、本事業は地方創生推進交付金による町のプロモーション事業ということで取り組んでおります。道の駅につきましては、議員もご承知のとおり、各月数回のPRのチラシとか、国見まちづくり会社自体が独自の広報などによりPRを行ってきておりまして、町でできることと、道の駅ができることのすみ分けを行いながら、そのシナジー効果があらわれる広報展開ができていっているものと考えているところでございます。それぞれの立場によりまして効果的なプロモーションが図られるよう、今後ともさらにブラッシュアップに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 仮定の話で恐縮なんですけど、仮に引き続き町が主体で行うとした場合に、これ貴重な血税を投入するわけでありますから、繰り返し申し上げますが、会費のこと、インドアかアウトドアか、それからどの程度の規模で何をアピールするのか、何を主張するか、これらPR効果の検証を含めて大幅な見直し、検討が必要だと考えておりますが、この考え方、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、本年度につきましては、地方創生推進交付金によります2分の1の交付金の充当もあったこと、さらに、今年初めて仙台圏で実施をすることということもあったことから、会費はいただかないこととして実施をさせていただきましたけれども、来年度以降につきましては、仮に同様の事業を実施することになった場合は、やり方も含めてですが、無料として続けることは財政的にも厳しいものと考えております。内容を検討しながら、効果の上がる事業等を展開できるような対応を検討してまいりたいと考えております。

プロモーションの企画につきましては、多種多様な方法がございます。時期や費用、特に会費の設定や地方創生以外の有利な補助金などもあれば、活用も視野に入れながら再検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 検証、検討するという答弁でありますから、ぜひそのようなことでの具体の行動をお願いしたいと思います。

今ほど申し上げました東京くにみ会、それから仙台でのふくしま国見Day、この代表的な2事業、それから昨年度、くにみしゅらん事業が東京、仙台からいわばモニターを募集して国見のPR、消費対策事業、これらも行ってきております。首都圏と東京、仙台圏からのこの事業では、決算書を見ると平成30年度モニターが26名、これに約245万円ほどの支出がされております。単純に26名で割ることは、これ乱暴な計算ですが、仮にそうした場合に、単価が10万円ぐらいかかっているわけで

す。実際仙台と東京は違いますから一概に言えませんが、数字的にはそういう数字になっています。

ご案内のように、今マスコミで安倍総理の桜を見る会に対する批判、税金の私物化だとか無駄遣いだとかさまざまな報道がされております。それだけ納税者といいますか国民が税金の使い道に対しての目が厳しくなっているということです。

総務課長に聞きます。当初予算編制、私ことしのものをちょっと資料持っていないもので、平成30年11月29日に出された次年度の予算編成の趣旨、これ町長名で出ていますけれども、この中の食糧費の積算に関する方針についてお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

需用費の中の食糧費等の関係でございますが、対外交流費でございますけれども、お昼に係るような会議、そういったものに関してはなるべく控える、会議費等については原則予算計上を認めないとしております。ただ、これは例えば成人式等の式典費、その他については、業務上の必要性和その内容の妥当性を検討しながら決定をしております。その他の一般的な会議については、計上は認めないと記載をしております。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 昼に係る会議については極力避けろという指示が町長名で出ているわけでありまして。これは去年だけではなくて毎年ずっと同じだと思うんですけども、かなり厳しい指導はされているわけです。

こんなことを私言いたくないんですが、役場の今の会議行った場合に、弁当どころかお茶も出ないわけです。別に私弁当食いたいとかお茶飲みたいと言っているわけではないんです。ですから、全て同列に町が行う事業を扱うつもりは全くありませんが、一方でこれだけ締めつけておいて、逆に先ほど申し上げたような事業では、いわば聖域のような形で飲食の接待がされると。これは余りにバランスに欠けていると私は思っております。どう考えてもこれちょっとおかしな話だなと思います。

この際、生涯学習課長に聞きます。くにみジュニア応援団、この方々からの会費徴収はどうなっておりますか。あるならばその額を教えてください。あわせて、予算確保のために、金利が非常に低い中で苦労した資金運用をされている会計管理者にもお聞きしますが、資金運営の基本的なスタンス、これについてお答えください。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

くにみジュニア応援団につきましては、県補助をいただき通年活動をしております。補助対象外となります経費の一部につきましては、1人5,000円を活動初回に一括徴収しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 会計課長。

会計課長（黒木浩子君） 2番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

基金運用のスタンスについてのご質問ですが、基金運用につきましては、国見町資金管理運用基準に基づき、適正かつ効率的な運用を図るため、複数の金融機関から定期預金利率を競争見積もりにより徴収し、最も確実かつ有利な利率で預け入れすることで利子の確保に努めております。年利率につきましては、徴収する時期により変動するところですが、0.01%から0.04%の上限の利率で運用しておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今後、これらいわば大きなお金の出る飲食を伴う事業での個人負担金の考え方をお答え願います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

飲食に伴う個人負担金の考え方についてのお質してございますが、議員ご承知のとおり東日本大震災、そして原発災害、これによる風評被害があったということで、復旧・復興に向けた事業の構築がされてきました。その中で交流連携事業についても取り組んでまいったところがございます。そして、国見町の魅力を感じてもらう体験型の観光事業なども実施してまいったところがございます。その過程の中で、県外在住者を町に引き込むようなアプローチ、プロモーションとなるような事業につきましては、補助事業などの枠組みによってもさまざまではございますけれども、個人負担を求めなかったり低額の負担で行ってきたりした事業もございます。

一方で、町内で実施する事業につきましては、一定のご負担をいただいております。費用負担につきましては、その後のふるさと納税の状況や道の駅などへの来場、その他イベントへの来客など、目に見えるもの、見えないものなど形を超えて後であらわれてくるものと考えておりました、一概に基準を設けることは難しいと考えておりますけれども、事業の内容、目的に応じてその負担割合のバランスを検討しながら、先ほど申し上げましたとおり、今後につきましては財政の健全化を含め、個人負担の徴収について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 会計管理者、先ほどの答弁で、年利0.01%から0.04%、これ1カ月換算ですと1億円積んで月800円から3200円、1億円積んでです。こういう金額なわけで、大変な苦勞をしている。国見をPRする活動に参加をいただいている子どもさんたちからも応分の負担をいただいているという現状があります。

今、阿部企画情報課長の答弁にもありましたけれども、基本的にはやはり会費を取っていくということが必要だろうと思います。特別な招待とか、あるいは周年事業のように、まさに10年に一遍とか5年に一遍とか特別な事業は別にして、誰が見ても妥当であるというものを除いて、やはり事業については応分の負担を求めるのが当然

の姿ではないかと、このように思っております。町長、こういう無料などということは止めていただいて、これらの会費とか負担金設定、これは全て最終的には最高責任者が決めるわけでありますから、ぜひそのことを強く要請をして、次の質問に移ります。

国見町、これからの自治体サービスと組織等検討委員会について伺います。

この委員会の所掌事務、第5次振興計画の効果的、効率的執行と適正な人員配置及び職員の能力云々ということが記載をされておりますが、今議論が進められて、次年度以降にこの議論の結果が生かされる取りまとめ期限をお答えください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

これまで行ってまいりました事業の見直し、そして会計年度任用職員関連の規則等の協議につきましても、職員関係団体との合意を要することもございますけれども、最終的には、今年度については令和2年度当初予算の町長査定前後に確定するものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 会計年度任用職員導入に伴って最大で7400万円の経費が増えるという予測があったわけであります。その捻出するための議論を今していると思いません。9月議会で、私この議論を集中的に質問させていただいて、そのときの私の質問は、端的に言うと、財源確保として事業見直しが必要ではないんですかという質問を繰り返し行いましたが、副町長答弁は、震災の復興創生期間が切れる令和3年度から本格見直しだと、こういう趣旨の答弁だと記憶をしております。

しかし、11番八島議員の超過勤務縮減をどうするかとの質問に対する副町長答弁は、令和2年度から見直しをするという答弁だったと思います。どちらが真意かわかりませんので、改めてきょう明確な統一見解をお願いします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えいたします。

事務事業の見直しのタイミングというようなことでありますけれども、まずは復興創生期間が終了し、さらにこの国見町の第6次総合計画がスタートする令和3年度に合わせて事業の見直し、縮小を図っていきたいと考えております。そこに向けてソフトランディングできるように、来年度もできるものから取り組んでいきたいと考えております。

具体的に言いますと、検討委員会で9月議会のときは8回まで行いまして、今回13回まで現在開催しております。検討委員会の中で事業の継続、縮小、廃止、終了、委託というような別で分類をしたところでありまして、これまでの協議結果をもとに令和2年度から、できるものから実施してまいりたいと考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 令和3年度4月から第6次振興計画の策定に合わせて段階的に見直しをするということですね。そうであるならば、9月議会で同様の趣旨の質問を2人の議員からされているわけでありますから、同様の答弁をなされるべきだったと思います。今後、誤解を生むような答弁をしないでいただきたい。副町長、いかがですか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えいたします。

考え方といたしましては現在申し上げたようなことでございまして、説明不足があったというようなことであればお詫びいたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） そこで、要するにこの委員会ではどのような手法で議論されたのか。総務課が何か提示をして議論しているのか、それともそれぞれの委員の皆様方が議題を持ち寄って議論しているのか。対象事業のチョイス、この状況と、それから今どのような議論になっているのか。あわせて、行政の基本的な仕事であります法定受託事務を除く事業に聖域を設けているのか、お答え願います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 聖域は設けず、全ての業務について幅広く意見を聴取いたしまして進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） ですから、総務課側が事業を出して議論しているのか、そうではなくて各課から自主的に出してもらっているのか、どちらですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

組織検討委員会で見直しをしております事業につきましては、各課からまず出しいただいております。また、会計年度任用職員関連の条例、あとは規則等の検討につきましては、これはたたき台として総務課が作成したところでございます。事業の見直しにつきましては、課ごとに選定をした63事業について検討委員会で検討してまいりました。現時点で継続15事業、縮小14事業、廃止または終了が19事業、そして委託の検討につきましては15事業とそれぞれ分類をしたところでございます。廃止または終了に区分された事業につきましては、令和2年度予算編制に合わせて確定することが適当であると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 見直し作業、今各課から出された議論、事業によって具体的な議論をしているということのようであります。それで、見直し作業を行う中で今のやり方は、例えば私はこの事業は廃止すべきだという主張。ところが一方、例えば引地さんだったら、引地さんは、いや、佐藤さん、それはそうではなくて、これは事業を縮小してでも存続すべきだと、こんなやりとりが多分に想像できます。

問題なのは、震災以降に取り組んだ事業になっていると私は思っているんです。通年ですと財源もない、あるいは人材も少なくて手が出せなかった事業が、この間の震災復興関連事業としてある程度可能になってきた実態もあるわけでありまして。しかし、復興予算も切れてきますと、町民に定着した事業が当然存廃、どうなっていくのかというのが非常に大きな議論になってくるのが、これも予想がつくところでございます。

そこで、存続するかしないか、いわゆる震災以降の事業の判断基準はどこにあるのか、この基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） まず根本につきましては、その事業が町民に資するものか否かというようなことかなと思います。そこに着眼をいたしまして検討しております。さらには事務の効率化、そして費用対効果等と勘案いたしまして検討を進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今さら私から申し上げるまでもありませんが、町民福祉を向上、充実させることは、これは行政の基本でありますから、そこを財源の大きさはもちろんのこと、地理的条件、それから産業基盤の関係とかいろいろな要素があるわけで、それらを総合的に判断して優先順位を決めていくということです。したがって、繰り返しますが、震災以降、お金もなく人もいなくて今までできなかったのをしてきた、町民から支持をされてきた、あるいは支持されないものも当然あります。そこについてはぜひシビアに検討をしていただきたいことをここで改めて申し上げたいと思います。

いずれにしても来年度には第6次振興計画の本格議論が待っているわけでありまして、そこでしっかりと議論をしていく必要がある。先ほどの総務課長の答弁で、来年1月の町長査定までにはこの委員会の議論をまとめたいと、こういう内容だと思いました。9月議会で、今の12月議会までに来年度の正規職員の配置あるいは必要な会計年度任用職員の数が決まらないと公募できない。公募できないということは、人材が集まりませんよ、当然優秀な人材も集まりにくい。私の知る限り、会計年度任用職員の募集がまだされていないと思いますが、次年度以降の必要人員等々についてはもう既に把握をされておりますか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えいたします。

今月19日の令和2年度当初予算要求書の提出期限とあわせまして、各課に事業相当分の必要と見込まれる会計年度任用職員数の要求を現在依頼しているところであります。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 現在集約中ということは、来年度の必要人員はまだ定まっていないという理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 今月19日を期限として予算要求の取りまとめをしております。

できる限りその時点に合わせまして会計年度職員がどのくらい必要か、その前に正職員、任期付職員がどのくらい必要かということもございますけれども、そこまでできる限りまとめてまいりたいと思います。そして、予算の査定等と予算作成と並行して進めてまいりたいと考えております。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） もう一回聞きます。正規職員、会計年度任用職員含めて人数の確定はできていないということですね。

議長（東海林一樹君） 現時点ではできておりません。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） ほかの自治体の動き私わかりませんが、今までの地公法3条3項3号、いわゆる嘱託職員と地公法22条の臨時職員の採用から今度フルタイムかそうではないかということに変わってきて、会計年度任用職員制度ができる。そして、国見は以前は出していましたけれども、今は出していないボーナス、期末手当も今度支給されると。労働条件であります給料についても、高くなるか安くなるか私わかりませんが、当然変わってくると。あるいは令和2年度以降の更新があれば、経験を踏まえた格づけが変わってくると、こういうことで、ある意味他の自治体との競争も出てくるだろうと思っています。早くしないとこれ、優秀な人材が集まりません。ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

もう一回、議長、すみません、募集はいつを予定していますか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 会計年度職員の募集開始につきましては12月20日を予定しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） わかりました。どうか関係労働組合との協議、合意を前提に早期の募集をお願いしたいと思います。

それで、以前から問題になっております超過勤務についてあわせてお聞きします。

10月までですと台風災害で多分いろんな方が残業して、ちょっと昨年度と比較にならないと思うんです。それで、9月末現在で結構ですので、実績をお願いします。あわせて、厚生労働省の労働基準監督署長が出しているいわゆるメンタル、心臓疾患等々の労災認定基準と言われている月100時間、この実情をお答えください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

今年度上半期の超過勤務の実績につきましては、総時間で1万4881時間でございます。対前年度比では945時間の増となっております。100時間超えの職員、延べで19人でございます。実人員が9人となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 前回もいろいろ話をしましたので、改めてきょう繰り返しません、これ昨年より増えているわけです。常々減らす、減らすと声高らかにおっしゃっておりますが、もう深刻な状況です、明らかに。震災前と比較をすると、前回も申し上げましたが、約4倍弱なんです。これ本当に異常事態でありまして、これが引き続き継続をしているわけです。先ほどの事業の見直しについて、令和2年度、いわゆる来年1年間は本格的な見直しはできないと言っているわけですから、基本的にこれが続くわけです、どう考えても。今年度の3月まで、これはなかなか難しいにしても、令和2年度の4月からは令和3年の4月からやる本格的な事業見直しの前に喫緊の課題としてやる必要がある、縮減を。この具体の課題、緊急対応策、これお答えください。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えいたします。

今年度上半期の超過勤務の状況でありますけれども、今総務課長が答弁したように非常に高い状況であります。それで、中身をどうして高いんだというようなことで分析いたしました。1万4881時間の中の1270時間、これにつきましては選挙に関する超過勤務時間でありまして、その時間を除くと300時間ほどは前年と比較して減少にはなるわけでありまして、ただ、この高い状況には変わりありませんので、危機感を持って職員の健康管理等に取り組んでいかなければならないと思っているところであります。

それで、令和2年度、先ほど検討委員会の結果を踏まえて取り組んでまいるといようなことで申し上げましたけれども、検討委員会の中で廃止と出てきておりますそういったものについては、削減といいますか廃止といいますか、あるいは縮小の方向で今後進めてまいりたいと考えておりますし、そのことによって少しでも超過勤務の縮減に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 繰り返しますが、町民福祉の向上をするということは本当に極めて大事なことですし、そのために町があるわけでありまして。ただ、同時にその仕事を行う、進めるのは職員であります。職員はじめ、もちろん町内会の皆さん、いっぱい各種団体の方おりますけれども、人が行うわけです。ですから、そこにやっぱりきちんと視線を当てていかないと、何かあってからではおそいと、このことを改めて申し上げておきたいと思っております。

そこで、今副町長が事業の見直しを段階的にすると言いました。繰り返し同じような答弁がありました。当然その他幾つか、私の頭の中でも考えられる課題がありますが、今頭の中で浮かんでいるのはそれだけですか。事業の見直しということだけですか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 超過勤務の縮減、削減に向けまして、来年度まずこんなことに取り組んでいきたいということが3つございます。まず1つ目につきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、組織検討委員会で議論している事業の縮小、廃止、または終了できるものから順次実行していく。そして、2つ目になりますけれども、職員数を職員定数内でできる限り充足しながら、超過勤務が多い課等について、人員の数と配置の見直しを行っていきたいと思っております。3つ目といたしまして、現在も実施しておりますけれども、ノー残業デーの徹底に向けて一歩踏み出したといえますか、具体的な取り組み等にも取り組んでまいりたいと考えております。

これらを網羅的に実行いたしまして、超過勤務の縮減、職員の健康管理に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今3点の改善策が示されましたが、ぜひ口先だけではなくてしっかりと実行すると、その決意をお願いしたいと思います。

報道によれば、ちょっと番組忘れましたが、先般の滋賀県大津市などでは一定の時間をもってパソコンを強制的に落とす、電源を切るという取り組みがされて、実効性が上がっているという報道がされました。大阪でも同様の取り組みが来年4月から始まる、こんな報道もされております。これはかなり乱暴なやり方で、個人的には余り賛成できないんですが、言いかえれば、そのくらい大なたを振るわないとなかなか超過勤務の縮減はできないのではないかと。この危機感のあらわれが、この大津市とか大阪等々の自治体での動きだと、私はこう理解をしておりますし、皆さん方も多分同じような考えだと思うんです。

繰り返しますが、事業の見直し等を含めて、やっぱり大なたを振るう時期に国見町も来ていると。逆に、ある意味で遅いくらいだと、私このように思っております。改めて、副町長、来年度以降の超過勤務縮減に向けた決意をぜひ披瀝ください。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 今佐藤議員がおっしゃいましたような手法も、具体的に内部で検討しているというようなこともございます。大なたを振るうということでございますけれども、とにかくできるものから1つでも2つでも、実行できるものには果敢に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 住民福祉の向上と職員の健康を守ること、これ両輪でありますから、繰り返しますが、こういうところで格好いいことを言っても仕方ないので、ぜひ来年度実行性が上がって住民福祉のサービスも向上する、サービスを提供する役場の職員の健康も守られるという姿をぜひ作り上げていただくよう最大限の努力を副町長を先頭にした皆様に心からお願いをして、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇ ◇ ◇
◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

12月6日は午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後2時54分)

第 3 日

令和元年第4回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年12月6日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 4 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第63号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第64号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第65号 令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
（追加日程）
- 第 8 議員の派遣について
- 第 9 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	穴戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第1、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◇ ◇ ◇

◇承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第2、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ページ数は13ページになります。

これは建設課長にお尋ねいたします。金額が高いので、お聞きしたいと思います。

公共土木施設災害復旧費といたしまして、工事請負費ということで撤去作業が5500万円ということになりますけれども、その内容につきましてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

13ページが一番最後にあります工事請負費、撤去工事でございますけれども、今回の台風におきまして被災された住宅のうち、全壊、大規模半壊、さらには半壊以上において、もうその家等については住まないよといったところ、家と物置等も含めた中におきましては、公費において撤去工事を行うというものでございます。1棟当たり、母屋も含めて実に物置等大きなところもありますので、おおむね500万円で見まして、今回の被災状況から10棟ということで計上し、合わせて税を含めて5500万円で計上した次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、今の課長のお話では、1棟当たり500万円をかけて、それで10軒で5500万円ということですが、母屋の大きさ、倉庫の大きさによって金額がいろいろ変わってくると思いますが、そうした場合に、550万円という金額の設定した根拠はどこにあったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

これにつきましては災害後の緊急な事態でございましたので、大方の1棟当たりの面積等で標準的な試算で計上したということで、おおむね500万円という設計をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 下水道課長にお伺いします。

10月吉日になっていますから、いつかはわかりませんが、徳江環境保全会と、それから住民を守る会の代表者2名によります回覧文書が、多分、徳江地区なんですか、これは森江野地区全般なのか、そこまで私、把握していませんが、回覧文書がありました。その中にこの2つの会の要望で、町がその要望に沿って、今回の水害によって生じた土壌汚染の分析の要望に対して実施をするとの報告がなされております。その後、地区住民の健康への悪影響等々を防止するために、科学的知見に基づいて必要な措置を講じられるよという要望文書があるんですね。県のほうに、今回の水害で起こったいわゆる県北浄化センターの汚泥等が流出したことに伴う不安でありますから、一義的には県がこれらの事業を行うべきだろうと私は思っていますが、県との協議、現時点でどのようになっているかお答えください。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

この県北浄化センター周辺の農地の土壌調査につきましては、本来、議員おっしゃるとおり、県で実施すべきものと考えております。ただし、地元住民の要望がありまして、町としてできることとして実施してきたところでございます。県との調整ということではありますが、県についてもこれについては、周辺の土壌調査の実施について強く要望しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 県のほうに改めて申し入れするなりして、やはり県が最終的には今回実施した11月13日は簡易検査だというお話を聞いておりますので、ぜひ詳細にわたっての、細部にわたっての調査を早急に実施されるようにこの場で要望したいと思っております。

そこで、5項目の検査については、行政が定める基準値以下であったという報告がありまして、多分、地元の方も一安心しているだろうと思っています。ただ、問題なのは、以前の数値が私たちはわかりません。基準値より下がっているにしても、前調べた数値より少しでもいいから上がっているのか、あるいは逆に下がっているのか、あるいは、また今回の水害によるものなのかもこれは定かではありません。そこで、そういう判断が難しいという一面もありますので、上下水道課長に改めてお聞きしますが、以前の数値、国・県含めて存在するかどうかお答えください。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

以前の数値ということではありますが、町においては災害前のデータについては確認できませんでした。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 基準値以下であっても、前回の数字がわからないと、繰り返しになりますが、なかなか地域の方、あるいは属する方、いわゆる関係者といいますか、消費者ですね、その最終的な不安は払拭されないということになってくると思っております。

そこで、この以前の数値を、私個人的にはないはずはないと思っているんですね。昭和40年後半から昭和50年前半にかけての一連の下水終末処理場建設に対する反対運動、それに伴っての県の動き等々を振り返れば、その時点で調べているか、あるいはその前にあった数字を使って説明しているかわかりませんが、いずれにしても、そういう数字は私は存在すると、勝手な話ですけれども、思っております。

そこで、町長にお願いしますが、時間を要するかどうかを別にして、国や県に対して以前の数値をとにかく探してもらうことを、そうしないと、先ほど言ったように、以前より上がったのか下がったのか誰もわからないわけですよね。その点について町長の見解をお願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 今、議員のお質しのとおりでございますので、恐らくは今まで、30年前、あのとき土壌、カドミウムも含めいろいろな土壌の調査が行われたかどうか、それは結論的に今ここで申し上げることはできませんけれども、今おっしゃいましたように、そういったことがある意味で可能性として残っている感じはしますので、その辺は当然、県に要請をするということは一つあるんだろうと思っています。

それと同時に、私、今思っていますのは、あの周辺、大体土壌のそのエリアの状況というのはそんなに大きく変わっていないんですね。ですから、例えば浸水しなかった周辺のところも現実にはやってもらうとか、今、議員のおっしゃったように、不安の払拭をどうするんだという議論、そこができるようなバックボーンというものがやはり必要と思っておりますので、県に要請することはやぶさかではありません。もう一つ、いろいろな状況を加味しながら、その不安を払拭するような調査も含めてできるだけように県には強く要請していきたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

小林聖治君。

1番（小林聖治君） ただいまの2番佐藤 孝議員の質問の関連なんですが、今回の5項目検査をされたということで、簡易検査、その中で、それぞれの生数字、検出なしならなしでもいいんですが、もし微量であっても生数字を把握しておればお示しいただきたいのですが、よろしくお願いします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

きのう測定結果が関係機関のほうからありましたので、その生の数字、データについて1カ所だけ述べさせていただきます。値につきましては1kgあたりになります。

まず、カドミウムということで、これについては測定結果1ミリグラム未満ということで、検出限界値ということでありまして。六価クロム化合物ということで10ミリ未満、主なものを申し上げます。

水銀及びその化合物0.1ミリグラム、鉛及び化合物で5ミリグラム、ヒ素及びその化合物1ミリグラムということで、検出限界値ということでありまして。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第61号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第61号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第62号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第62号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第63号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第4号）

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第63号「令和元年度国見町一般会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第63号、令和元年度国見町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 補正予算書16ページ、第8款土木費の中で、道路維持費として工事請負費620万円が計上されております。この該当する道路の地区名と工事の内容をお聞きします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

16ページ、8款の土木費、道路橋梁費にあります道路維持費の620万円の内容についてのお質してございます。

まず1つ目は、町道4号線、広域農道と2168号線、これは塚野目の国見興産との境にある交差点部分になります。ここについて、毎回、ふた等がずれるということがありますので、ボックスカルバートでの改良をまず1点計画しているところがございます。それから、大木戸地区におきまして、町道の方に竹林が繁茂し、通行を阻害しているということがございますので、伐採の関係で200万円、それから藤田日渡四の関係のみなし後退等を含めまして620万円ではありますが、現計予算を使いながら道路の補修事業も含めて進めるという中で、この予算を計上をしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 歴史公園の阿津賀志山防塁、二重堀のところの整備について、この議会が始まる前に説明をいただいたんですが、その予算はどこに計上してあるのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

阿津賀志山防塁歴史公園の整備事業関係の今回の補正予算でございますが、予算書の6ページの継続費ということで今回設定をさせていただきます、令和元年度の予算分、あと令和2年度に予定してございます予算分、合わせて2億円の継続費の設定を今回補正予算でお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） そうしますと、この歳出のほうには出ていないということですか。

計上されていないということですか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

今回、歳出の歳出補正の補正予算はございません。継続費の設定のみでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） それでは、この事業についての予算計上はいつになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

今回、継続費の設定の理由について説明をさせていただければと思います。令和元年度の工事費については当初予算で計上してございます。令和2年度については今後の新年度予算でお願いしたいとする金額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

村上 一君。

5番（村上 一君） 15ページに農地費という中でハザードマップ作成というような内容がありますが、それに対する内容の説明をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 村上議員のご質問にお答えします。

このハザードマップ作成であります。ため池のハザードマップの作成となります。昨年7月の豪雨によりまして西日本などでは多くのため池が決壊したことから、農林水産省といたしまして、決壊した場合の浸水が想定される区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池とする新たな基準を設定しております。町内における防災重点ため池の選定につきましては、県が町と調整いたしまして設定することとなっておりますが、今回、町内の25のため池を設定しております。そのため池のハザードマップの作成委託料となります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

3番松浦和子君。

3番（松浦和子君） まちづくり交流課長にお伺いいたします。

さきに説明いただきました歴史公園整備実施設計の図面の説明の中では、トイレが

男女1カ所、しかも身障者も一緒に使用という一緒の使用になっておりました。観光地で大切なのは、何といってもトイレではないでしょうか。先日の一般質問でも、答弁に何度も福祉の向上という言葉の答弁がありました。福祉には全くの逆走ではないのかと思います。大型バス2台、普通車が30台、ほかに身障車両2台、西側駐車場も整備するのですから、完成して間もなくクレームが来ます。慌てて簡易トイレを並べるようになるのではないかと思います。男女1カ所ずつでも大丈夫との考えで設計されたのだと思いますが、その根拠をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

トイレの設定の理由ということでございますが、これにつきましては、歴史公園の整備におきまして、整備検討委員会、専門家による検討委員会を経緯した結果でございます。その中でもいろいろ議論はあったところでございますけれども、駐車場の利用、特に中尊寺ハスの見ごろ、7月、8月の2カ月、その辺に集中するものであろうということ、それ以外の時期も各種イベントは単発でありますけれども、一時的に滞留することはありますが、対応できるものということで、検討の結果を踏まえて設定したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ページ数は15ページになります。

先ほど村上一議員のほうからご質問がありましたハザードマップ、農地費の中で1890万円ということで、この内容につきましては、今、ため池のことについてのハザードマップを作成するんだということのご説明をいただきました。そうした場合に、このため池のハザードマップなんでしょうか、それとも全般的に町内というか全てに対してのハザードマップにプラスした作成のハザードマップなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

先ほどもご説明をいたしました。今回、防災重点ため池として新たに基準を設けて設定する場合、条件といたしまして、ため池が決壊した場合、その周辺、浸水が想定される区域に家屋があるとか、公共施設があるとか、そういった場合の人的被害を与えるおそれがあるため池について浸水想定区域を示すとか、緊急連絡先を表示するとか、そういったハザードマップになっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、ため池によって浸水が起きる可能性がある場所に対しては、緊急の連絡場所がありますというような今のお話でしょう。そうすると、町民に対して全てそれは配布するということではよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ハザードマップにつきましては、既に町内1カ所、細蕨のため池のハザードマップを作成しております。それにつきましては、関係機関にお示しするとともに、町のホームページ等でも公表しているところでございます。今回作成するものにつきましても、同様の扱いとしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） では、最後になります。

そこで、今回1890万円でハザードマップを作成することなんですけれども、このハザードマップを作ったとしても、町民の人たちが、ああ、作ったんですか、そうなんですかとならないようにしてもらいたい。このハザードマップを利用することによって自分の身を守るということを感じてもらうためには、当然このハザードマップはただの冊子ではだめだと思うんです。

そこで、町長にお尋ねしたいと思うんですけれども、ただ単に冊子を作成することで終わったのではなく、この冊子を、逆にこのマップを利用して、自分の自助というか、自分の体を守るためにどのような行動をしたほうがいいのか、町長としてどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 渡辺議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まさに、ハザードマップというものが、周辺の住民を含めたいわゆる危険度合いを示すそういったマップでございます。現在、例えば自然災害とか、そういったことのハザード、これは十分町民に周知をして、説明会等々も開いてやらせていただいております。

したがいまして、確かに議員おっしゃるように、実際そういう経験をしないとなかなかそこまで入っていかないという部分があると思うんですね。ですから、私、常日ごろ申し上げておりますように、とにかく大災害が起きたときには、自分がまず自助なんだと。自助、共助、公助でありますよね。ですから、私、町長になってすぐに自助のパンフレットを作らせていただきました。とにかくまずは大震災あったときに何が起きたか。今までの過去の経験で判断をしまして、かなり数多くの方がお亡くなりになったという事実がございます。

ですから、その自助のイメージというものをどういうふうアピールするかということがまず1つあると思います。あと、ハザードマップができた段階で、今おっしゃいますように、単なるホームページにアップするだけでは、これは申し訳ございません、自助を一番重要視しなくちゃならない私どもを含めた高齢者が、なかなかそれでは見切れないんですね。ですから、そこをどうするんだということが私は非常に重要だと思います。そのハザードマップができた段階で当然町内会長に説明をする、あるいは自主防災会に説明をする、そのほかあらゆる手段を通じて周知をする。周知しな

ければだめですから、周知する手法をどうするのかということを実際に考えなければなりません。そこのポイントは自助だと思うんです。自分で自分の身を守るんだということをやったり何回も訓練しながら、そういった意識を町民の方に持ってもらう、そこが重要だと思っています。今後そういったことも含めてしっかりと普及啓発していく。ハザードマッププラス自助と2つの面でしっかりとPRする、その辺がポイントと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 3番議員の関連です。

確認させていただきますが、6ページの継続費の関係で、若干のやりとりがありました。それで、来年の3月に工事請負の契約に関する金額が出てくるんだと思っていますけれども、それ以前に、そのとき、3月定例会までに補正予算で整備をする内容ですね、我々が参画する議論の場というのはどこにあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

大枠につきましては、先日の議員懇談会の中で実施設計の概要ということで説明させていただきました。そこでさまざまご意見いただいたということで、それについては検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、今後の議員の皆さんとの議論の場ということになりますが、改めて議員懇談会とかのそういった場では説明させていただければと考えてございます。よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 滑川の改修に関することについても、まだ議論がかみ合っていないところがありますし、トイレの、前回の議員懇談会で提案された内容でのやりとりもまだ消化不良の状況で、私もまだ言いたいことがあるんです。

そこで、今のあればというようなお答えでしたが、3月定例会前に、その直前でも結構ですから、やはりしっかりとした設計内容も含めた議論をしてもらわないと、松浦議員おっしゃったように、作ったはいいが、トイレが足りなくて苦情が来るでは困りますので、先ほど課長がいみじくもおっしゃいましたけれども、ハスの時期を想定しているお話なんですね。そうではなくて、人を一年中通じて呼び込むというのが町の考えなんでしょう。そのためにはしっかりとした整備をこの際やるべきだろうと思っていますから、詳細はここで言いませんけれども、そういう議論の場というものをぜひ作っていただきたい。

以上です。

議長（東海林一樹君） 答弁はいいですか。

2番（佐藤 孝君） いいです。

議長（東海林一樹君） そのほか。

八島博正君。

11番（八島博正君） 6ページの継続費についてまちづくり交流課長にお尋ねします。

今回、この継続費の計上についての質疑の中で、いろいろ疑問が出てきていますけれども、来年度、令和2年度の1億3000万円、これは初めて出てきた数字だと思うんですけども、当初予算でも何でもない来年度の予算がここで計上された、しなければならなかったと、こういった形は正しいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

今回の継続費の設定でございますけれども、史跡以外の公園整備に係る事業費ということで概算として2億円を見込んだところでございます。このうち、既に今年度、都市再生整備事業の当初予算で予算がついております7000万円計上したところでございます。今年度そのまま、7000万円で、これについては次年度に繰り越して執行する予定でございました。そして、来年度、令和2年度の当初予算にお願いしたい予定の工事費予算が1億3000万円と見込んだところでございます。

このままですと、一連の公園造成工事部分で1億4000万円ほど見込んでございますが、令和元年度予算の繰り越し分の工事契約と令和2年度分予算の工事契約2本の契約で進めることとなります。造成工事の切り分けが難しいことと、経費が二重にかかるおそれがございますので、合理的に造成工事を一体の工事として1本の契約で進めたいということで、継続費ということで、予定している令和2年度の予算分も合わせて継続費として今回設定をお願いすることとなりました。ということで、説明とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） ただいまの説明で理解するわけですが、そもそも事業費で1億4000万円の土地造成費がかかるとすれば、その事業費をまず計上して、それに見合う収入としてこの1億3000万円を上げて2億円にするというのが筋ではないかなと思うんですけども、それが全然出てこないで、ただ継続費で上げられますと、いかがでしょうか。これは3月補正予算では間に合わなかったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

この整備費、事業全体としまして、都市再生整備事業という中での、5年間で6億円という都市再生事業の中での位置づけをしてございます。この中でその財源という部分では、国交省の都市再生整備事業補助金ということで枠をいただいている中でございますので、その中で今回、年度内の契約の都合があるということで、継続費の設定ということにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 次の質問に移ります。

13ページ、保健福祉課長に、今回、老人福祉費で敬老会関係の費用が126万5000円減額される。減額した理由を伺います。

あわせて、13委託料の高齢者配食サービス事業の109万1000円の増、これは増です。宅配する利用者が多くなったための増なのか、それとも事業をやるために、事業の内容、例えばいろんな資材費が高くなった、人件費が高くなったための事業の増なのか、この2件について保健福祉課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 11番八島議員のご質問にお答えいたします。

まずは、13ページ、老人福祉費の敬老会に係る式典の減額の件でございますが、8節の報償費の部分につきましては、当初予算と実績との差という形になりますので、人数の変動によって見込みと変わってきた部分が出たということになってございます。それから、式典費等については、同じように対象者の部分について減がありましたので、その部分について差額分について今回落としているというところでございます。

それから、高齢者配食サービス事業の件であります。高齢者配食サービスにつきましては、現在、一月で60人の方、食数にすると1,357食ほど提供してございます。対象の人が増えているかというところについては、微増という形にはなっております。中身としては、1日1食という形で私どもの要綱では決めてございますが、それが週1日、2日だったものが、週7日の提供をお願いしたいとか、そのようなことで食数が増えているということで、今回補正をお願いしている部分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第64号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第64号「令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） それでは、議案第64号、令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第65号 令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第65号「令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第65号の説明を申し上げます。令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午前11時04分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

◇

◇

◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、2 件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この 2 件は直ちに議題とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第 8、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇

◇

◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第 9、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに、総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（太田久雄君） 令和元年第 4 回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げ

げます。

ご提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして議員の皆様方からいただきました意見等を十分踏まえ、今後、町政執行等を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

なお、議員の皆様方におかれましては、師走という時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも、復興、町政の進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

令和元年第4回国見町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時09分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月6日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 佐藤 定 男

同 署名議員 渡辺 勝 弘